

第5編 災害応急対策計画
(大規模事故災害等対策編)

目次

第1章 基本対策	375
第1節 組織の設置	375
第1 災害警戒本部	375
第2 災害対策本部	379
第3 現地本部	380
第2節 配備、動員	383
第1 非常配備態勢	383
第2 動員	383
第3節 情報の収集・伝達及び報告	386
第1 通信の確保	386
第2 被害情報の収集・共有	387
第3 県等への被害情報の報告	391
第4 被害調査	392
第5 支援要請	394
第4節 防災関係機関等との連携	396
第1 専門家・専門機関等への協力要請	396
第2 自衛隊への派遣要請	396
第3 関係機関との連携	400
第5節 災害救助法の適用	402
第6節 消火活動	405
第7節 救助・救急・医療対策	406
第1 人命救出活動	406
第2 救急医療活動	407
第3 医療・助産対策	410
第4 精神医療	413
第8節 交通・輸送対策	414
第1 交通確保対策	414
第2 緊急輸送対策	416
第3 ヘリコプターの運航	417
第9節 避難対策	421
第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	421
第2 避難の方法	423
第3 避難所の開設・運営	426
第10節 遺体の火葬等	430
第1 遺体の火葬等	430
第11節 災害情報等の提供と相談活動	432
第1 災害広報	432
第2 災害相談	434

第12節 環境対策	435
第2章 個別対策	436
第1節 大規模火災応急対策	436
第1 大規模火災応急対策	436
第2 林野火災応急対策	437
第2節 危険物事故災害応急対策	439
第1 危険物事故応急対策	439
第2 高圧ガス事故応急対策	441
第3 毒物・劇物事故応急対策	442
第3節 突発重大危険物事故災害応急対策	445
第4節 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策	446
第1 通報、伝達、情報提供	446
第2 救助・救急活動	448
第3 消防・避難活動	448
第4 代替輸送	449
第5 搬送中の危険物等への対策	450
第5節 雑踏事故対策	452
第6節 原子力事故災害応急対策	454
第1 通報、伝達、情報提供	454
第2 緊急モニタリング	455
第3 避難対策、交通規制	456
第4 救急・医療活動	457
第5 消火活動	459
第6 飲料水等の摂取制限、汚染の除去	461
第7 環境モニタリング	462
第8 制限の解除、風評被害対策	463
第9 県外からの避難の受入れ体制の整備	464

第1章 基本対策

第1節 組織の設置

担当	市	各部
	関係機関	北はりま消防本部
	関係団体	消防団

市長は、大規模事故等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

第1 災害警戒本部

1 災害警戒本部の設置基準

災害対策本部を開設するに至らない災害時の防災体制で、地域的に被害の発生が予想され、又は発生した場合で、応急対策が必要な場合に災害警戒本部を設置する。

- (1) 火災・災害等即報要領の即報基準に達したとき。
- (2) その他大規模事故、突発重大事故の発生等により、被害が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 災害対策本部を廃止したが、引き続き警戒を要するとき。

2 災害警戒本部の組織

- (1) 本部長は市長とする。
- (2) 副本部長は、副市長及び教育長とする。
- (3) 本部長が不在の場合は、副本部長が本部長の職務を行う。この場合、副市長、教育長の順序でその職務を行う。
- (4) 本部長は技監、市長公室、都市経営部、総務部長、福祉部長、くらし安心部、産業活力再生部長、建設水道部長、教育管理部長、教育創造部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長（代）は参与として加わる。
- (5) 本部長が不在の場合は、本部長があらかじめ指定する職員がその職務を行う。
- (6) 本部長は直ちに参集し「災害警戒本部長」の指示を受ける。
- (7) 事務局は、くらし安心部とする。

3 災害警戒本部の設置場所

市役所2階「くらし安心部防災安全課」又は3階「大会議室」とする。

4 本部連絡員

各部長は、各部に本部連絡員を置く。（必要に応じ複数名配置）

本部連絡員は災害警戒本部からの連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被

害状況その他防災活動に必要な情報を取りまとめて災害警戒本部に連絡する。

5 災害警戒本部の協議事項

次に掲げる事項について協議する。

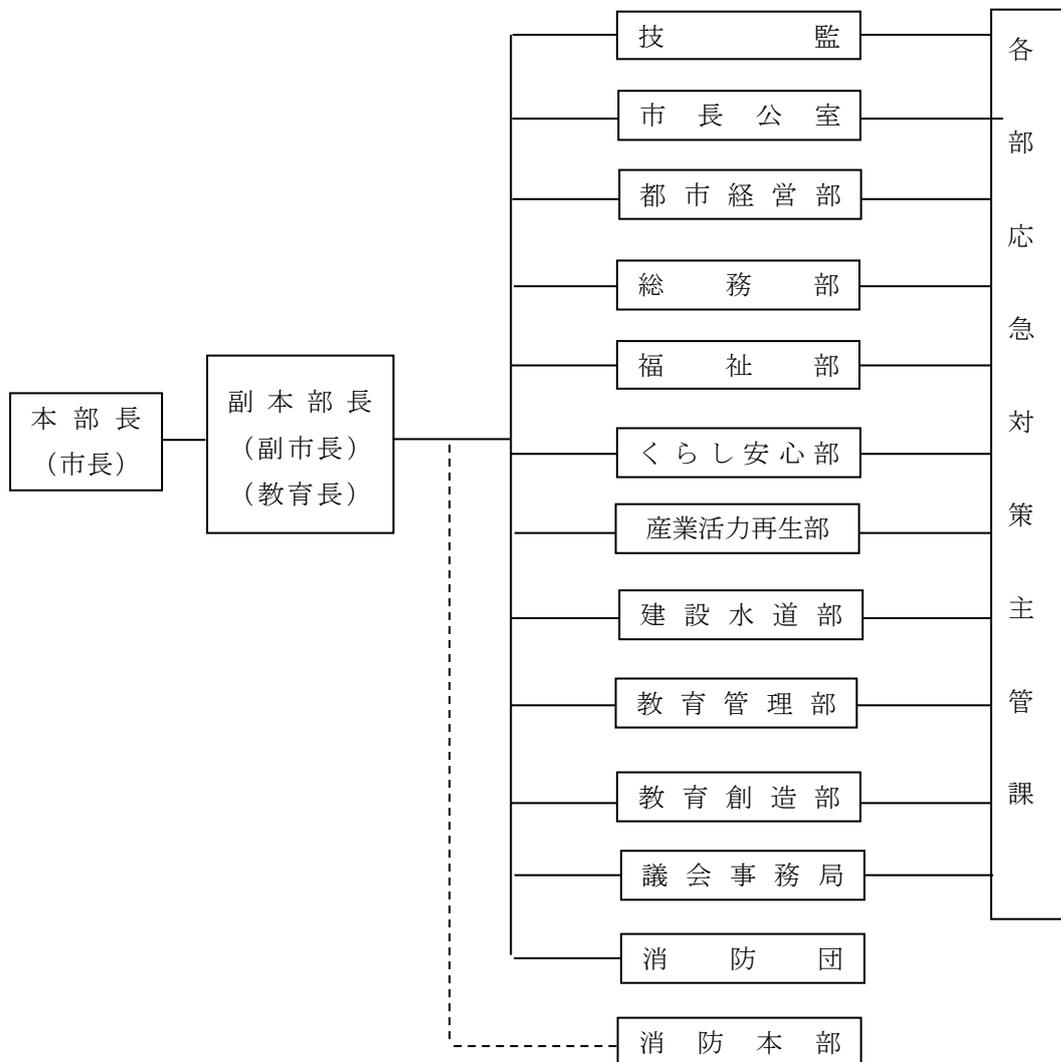
- (1) 被害情報の収集及び分析
- (2) 県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析
- (3) 初期緊急応急対策計画の検討
- (4) 計画を実施するための配備体制の検討
- (5) 本部長からの特命事項
- (6) その他

6 災害警戒本部の廃止

本部は、災害対策本部が設置されたとき、又は地域的に被害の発生するおそれが解消したときに廃止する。

■災害警戒本部組織図

災害警戒本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部長	技監、市長公室、都市経営部長、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、産業活力再生部長、建設水道部長、教育管理部長、教育創造部長、議会事務局長、消防団長
参与	北はりま消防本部消防長（代）
事務局	くらし安心部



部名等	事務分掌
くらし安心部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長等との連絡調整 2 気象情報及び災害情報の収集 3 県及び関係機関との連絡 4 消防団との連絡調整 5 被害情報・重要決定事項の記録・整理
市長公室	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡及び市民への広報 2 防災行政無線、防災ネットによる情報の配信 3 ホームページによる広報
都市経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急資材、用品等の調達 2 公用車の確保 3 庁舎の保全
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員・配置 2 ボランティアの受入窓口と連絡調整
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者（要配慮者）の支援 2 福祉避難所の開設調整 3 民生委員・児童委員への連絡
産業活力再生部 建設水道部	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒活動の実施と災害調査 2 応急対策活動の実施 3 上下水道施設の被害調査 4 応急対策活動の実施
教育管理部、教育創造部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設準備
議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨時市議会 2 議会の災害対策活動のための情報収集及び連絡
消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒活動の実施 2 応急対策活動の実施

第2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置基準

西脇市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、次に掲げる場合には、市長は災害対策本部を設置し、緊急に必要な防災対策の推進を図る。

- (1) 火災・災害等即報要領の直接即報基準に達したとき。
- (2) 災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。
- (3) 大規模事故が発生場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を行う必要があるとき、又は災害応急対策に備える必要があるとき。

2 災害対策本部の組織

- (1) 本部長は市長とする。
- (2) 副本部長は、副市長及び教育長とする。
- (3) 本部長が不在の場合は、副本部長が本部長の職務を行う。この場合、副市長、教育長の順序でその職務を行う。
- (4) 本部員は技監、市長公室、都市経営部長、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育管理部長、教育創造部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。
- (5) 本部員が不在の場合は、本部員があらかじめ指定する職員がその職務を行う。
- (6) 本部員は直ちに参集し「災害対策本部長」の指示を受ける。
- (7) 事務局は、くらし安心部とする。

3 災害対策本部の設置場所

市役所3階「大会議室」とする。

4 本部連絡員

各部長は、各部に本部連絡員を置く。(必要に応じ複数名配置)

本部連絡員は、災害対策本部からの連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況その他防災活動に必要な情報を取りまとめて本部に連絡する。

5 災害対策本部の廃止

本部は、災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき、又は地域的に被害の発生するおそれが解消したときに廃止する。

6 災害対策本部設置及び廃止時の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、防災関係機関、市議会、関係市町及び報道機関等に通知する。

第3 現地本部

市域において局地的に相当規模の被害が生じた場合、必要に応じ現地本部を設置する。

1 設置基準

災害対策のため特定地域に限定した対策を講じる必要があるとき。

2 現地本部の役割

- (1) 被災地における災害対策の活動拠点
- (2) 物資・資機材の供給拠点
- (3) 災害対策本部との連絡調整
- (4) 現地との連絡調整

3 設置場所

現地本部は、被災地に近い公共施設、地区公民館等ある程度スペースが確保できる場所とする。

4 組織

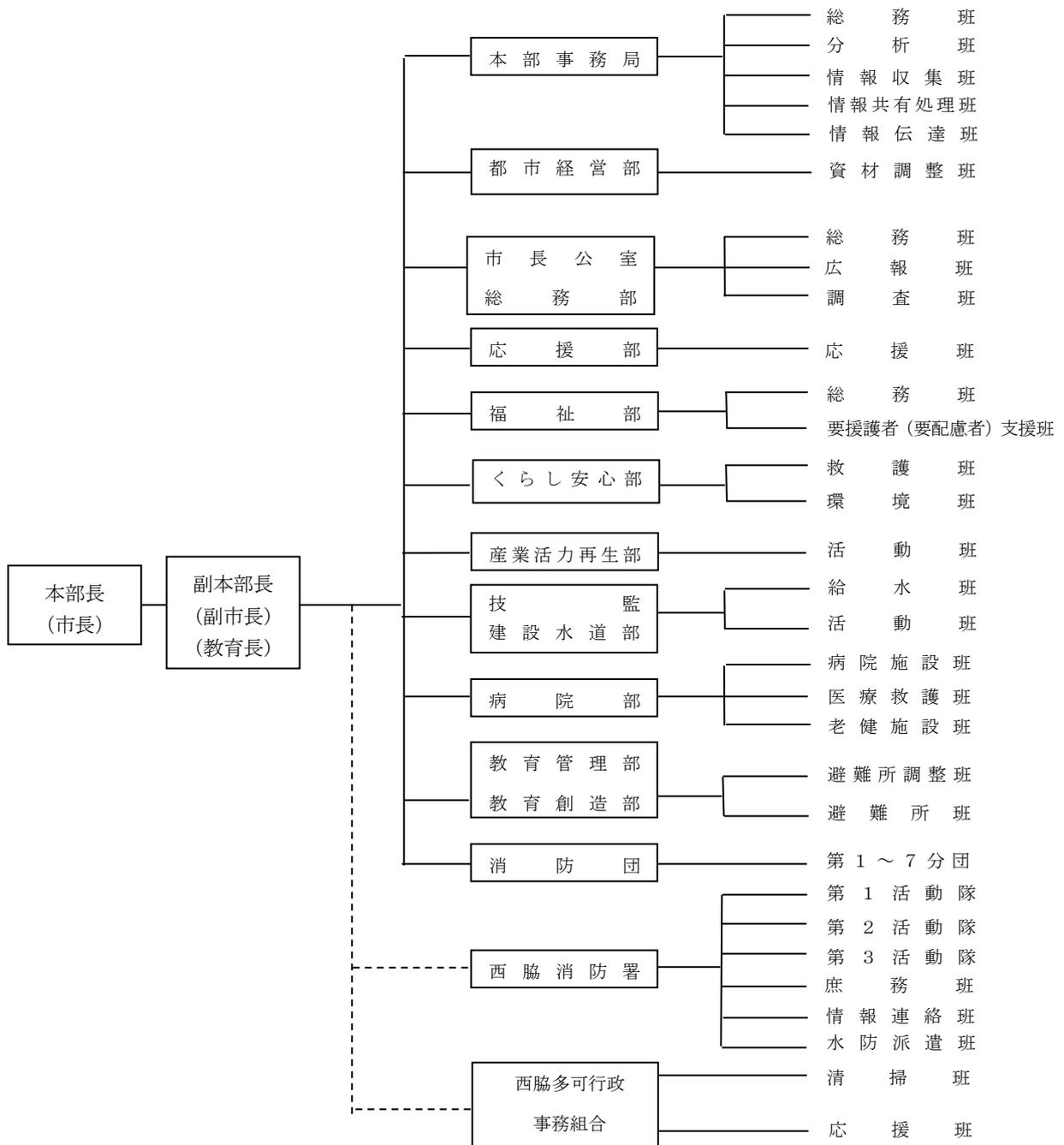
現地本部には、課長級以上の職員を責任者に複数名職員を派遣する。

5 廃止基準

現地の災害応急対策がおおむね終了したとき廃止する。

■災害対策本部組織図

災害対策本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部長	技監、市長公室、都市経営部長、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育管理部長、教育創造部長、議会事務局長、消防団長
参与事務局	北はりま消防本部消防長（代）、西脇多可行政事務組合事務局長
	くらし安心部



災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の組織は、風水害対策を準用する。

資料

1-3 西脇市災害対策本部条例

第2節 配備、動員

担当	市	各部
	関係機関	
	関係団体	

第1 非常配備態勢

1 態勢区分

市長は、事故の規模、種類、被害の発生の予想される時間等を検討し、必要な防災態勢をとるため、各部長に対し、次の区分により配備態勢を発令する。

態勢区分	配備時期	態勢の内容
第1号 配備態勢	(1) 火災・災害等即報要領の即報基準に達する災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 大規模事故等により小規模な被害が生じたとき、又は生じるおそれがあるとき。	防災安全課及び関係課数名で主として情報収集・警戒に当たり、事態の推移によっては、小規模な活動ができる態勢
第2号 配備態勢	(1) 火災・災害等即報要領の直接即報基準に達する災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 大規模事故等により大規模な被害が生じたとき、又は生じるおそれがあるとき。	防災安全課及び関係課の事態に応じた相当の職員で、必要な活動ができる態勢
第3号 配備態勢	(1) 災害救助法の適用を受ける重大な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	事態関係部の全職員

2 配備指示

配備態勢は、本部長が各部長に対して防災態勢をとる必要のある事態に至ったことを通知するとともに、防災活動の準備ないしは実施の万全を期するための包括的な指示である。したがって、市（各部）等の所管事項に関し、特に細部にわたる本部長の指示命令がない限り、各部長においてこれを判断する。

第2 動員

1 伝達体制

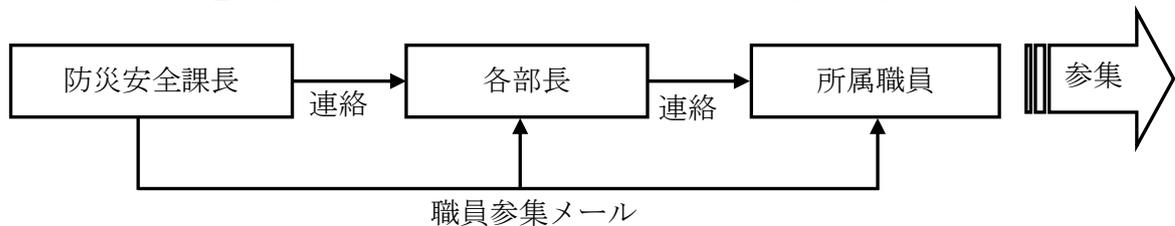
非常配備態勢を決定したときは、職員等に速やかにその旨を連絡する。

(1) 勤務時間内

- ① 防災安全課長は、関係部長に連絡する。
- ② 関係部長は、所属職員及び所管する出先機関等へ口頭、電話等により連絡する。

(2) 勤務時間外

- ① 市役所の当直者は、勤務時間外、休日等において、県、北はりま消防本部等から非常配備に該当する緊急情報を受領したときは、直ちに防災安全課長に電話等で報告する。
- ② 防災安全課長は、当直者から連絡を受けたとき、又は参集に該当する情報を覚知したときは、直ちに参集するとともに、防災安全課職員に連絡する。
- ③ 防災安全課職員は、防災安全課長の連絡を受けたとき、又は自らの参集基準に該当する情報を覚知したときは、直ちに市役所に参集する。
- ④ 防災安全課長は得た情報の程度により、市長及び副市長に連絡し、非常配備態勢を決定する。
- ⑤ 防災安全課長は、市長の指令を関係部長へ電話連絡し、動員を行い初動態勢を整える。
- ⑥ 関係部長は、あらかじめ定められた連絡網により、参集すべき職員に連絡を行う。
- ⑦ 職員は、テレビ、ラジオ、にしわき防災ネット等による緊急情報に注意するとともに、所属長と連絡をとって進んでその指揮下に入るように努める。



2 参集・報告

- (1) 職員は、所属長から参集の連絡を受けたとき、又は災害の状況が自らの参集基準に該当することを覚知したときは、直ちに配備行動を開始する。
- (2) 職員は、参集途上で見聞した状況等を所属長に報告する。その際、デジタルカメラ、カメラ付携帯電話等を活用し、画像情報を報告するよう努める。
- (3) 所属長は、職員から報告を受けた被害状況を本部連絡員を通じ、又は直接所属部長（本部長）へ報告する。本部が設置されていないときは、直接市（本部事務局）に報告する。
- (4) 各部長は、部内で得た被害情報等を必要に応じ本部会議に報告するとともに、市（本部事務局）に報告する。
- (5) 職員は、万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配備部署につくことが不可能な場合は、下記により災害対策活動に従事する。
 - ① 電話等により所属長の指示を受ける。
 - ② 上記①が不可能な場合は、最寄りの市の施設又は市の指定する避難所等に参集し、災害対策活動に従事する。
- (6) 職員は、自らの被災や急を要する人命救助活動等により参集できないとき、又は到着まで相当の時間を要するときは、速やかにその旨を所属長に連絡する。
- (7) 消防団員を兼務する職員の配備
 - ① 分団長・部長の幹部団員は、原則として消防団活動を優先するため、参集に当たっては消防団長の指示に従う。
 - ② その他の団員は、原則として市職員としての活動を優先するため、参集に当たって

は所属長の指示に従うが、指示があるまでは消防団長の指示に従う。

- ③ ただし、状況により上記によることが困難なとき、又は上記によることが災害対策活動に支障を来たすときは、所属長の判断により、上記以外の取扱いをすることができる。

(8) 市の臨時・嘱託職員の配備

市の臨時・嘱託職員の配備については、各部長の判断による。

3 応援職員の要請・動員

(1) 市（各部）への応援要請

- ① 各部長は、部内の職員が不足し、他部の職員の応援を必要とするときは、総務部長を通じ、広報総務班（総務課）に動員を要請する。
- ② 広報総務班（総務課）は、上記の要請があったときは、関係部長、班長と協議の上、職員を動員する。
- ③ 広報総務班（総務課）は、相談窓口や被害家屋調査など専門性を要する業務について職員を動員するときは、専任職員を配置するよう努める。

(2) 応援要請

広報総務班（総務課）は、上記の要請に対し、市職員をもって動員が不足する場合は、総括班を通じ、他市町等へ応援を要請する。

第3節 情報の収集・伝達及び報告

担当	市	本部事務局その他各部
	関係機関	北はりま消防本部、神戸地方气象台、加東土木事務所、西脇警察署
	関係団体	消防団

第1 通信の確保

1 通信機能の確保

市（各部）及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

	主な手段	主な通信区間
通信系	一般加入電話・FAX	本部（各部）～市民・避難所等 本部（各部）～防災関係機関等 本部（各部）～現場職員等
	災害対応総合情報ネットワークシステム	本部（本部事務局）～県～他市町～防災関係機関等
	兵庫衛星通信ネットワーク（電話・FAX）	本部（本部事務局）～県～他市町～防災関係機関等
	防災行政無線（統制台・移動局23基）	本部（本部事務局）統制台～移動局 本部（本部事務局、活動班本部）用移動局～移動局
	消防無線	消防本部～消防団～本部（本部事務局）
	携帯電話	本部（各部）～現場職員等
	警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部
	鉄道専用電話	西脇市駅～JR各駅
	火災専用電話	消防本部～市民等
同報系	防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）	本部（市長公室）→市民・避難所等 消防本部→市民・避難所等
	にしわき防災ネット	本部（市長公室）→職員・市民等
	ホームページ	本部（市長公室）→市民・防災関係機関等
	広報車の巡回	本部（市長公室）・防災関係機関→市民等
	同報FAX	本部（市長公室）→放送事業者
	庁内放送	本部（本部事務局）→職員等
	グループウェア	本部（本部事務局）→職員等
	放送事業者が行う放送	本部（市長公室）→放送事業者・県→市民等

2 代替通信機能の確保

市（本部事務局）は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) 非常・緊急通話の利用

応急対策に著しい支障が生じる場合には、災害時優先電話を利用し、非常・緊急通信手段を確保する。

(2) アマチュア無線の協力要請

有線通信途絶時の関係機関との情報連絡を迅速に行うためアマチュア無線局（西脇ハムクラブ）に協力を依頼し、通信連絡網の確立を図る。

(3) 拠点施設の連絡体制の確保

有線通信の途絶時は、市役所、消防署、西脇病院、災害現場、避難所等の拠点に消防車、無線機等の移動局を配置し、拠点の連絡体制を確保する。

(4) 防災関係機関の通信設備の優先利用

県が市、関係機関等に対し行う災害に関する予報若しくは警報の通知又は市が関係機関等を行う災害に関する予報若しくは警報の伝達が緊急を要する場合であって、その通信のため特別の必要があるときは、県及び市は、災害対策基本法第57条の規定に基づき、警察専用電話、鉄道専用電話等を使用し、又は放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

資料

3-1 防災関係機関の連絡先一覧

3-3 防災行政無線施設一覧

第2 被害情報の収集・共有

1 災害対策本部の情報収集

(1) 被害情報の収集

市（本部事務局）は、市民、自治会、自主防災会、消防団、消防本部、各部班その他関係機関から地域における被害情報を収集する。

(2) 収集すべき主要情報

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- ① 事故発生の概況
- ② 人的被害状況
- ③ 家屋被害状況
- ④ 火災状況
- ⑤ 道路状況（道路陥没・亀裂、がけ崩れによる道路障害、落橋等）
- ⑥ 交通機関の運行状況
- ⑦ 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- ⑧ ライフライン（電気・ガス・水道・通信等）の状況
- ⑨ 公的施設の被害状況
- ⑩ その他災害に関する各種の情報、資料等

(3) 市（各部）の災害対策本部への報告

① 発生報告

市（各部）は、災害発生の日時、場所、災害の原因、人的被害、住家の被害状況、応急対策措置等の概況を所定の様式により、本部員（所属部長）を通じ本部事務局に報告する。その際、本部員（所属部長）は、必要に応じ本部会議に報告する。

② 中間報告

市（各部）は、被害状況が判明するにしたがって①の要領で報告する。

③ 確定報告

市（各部）は、被害状況が正確なものと確定したときは、①の要領で報告する。

④ 上記の発生、中間、確定の報告に基づき、本部事務局は市内の被害状況及び応急対策実施状況を取りまとめ、本部会議へ報告する。

(4) 防災関係機関の通信設備の優先利用

県が市、関係機関等に対し行う災害に関する予報若しくは警報の通知又は市が関係機関等を行う災害に関する予報若しくは警報の伝達が緊急を要する場合であって、その通信のため特別の必要があるときは、県及び市は、災害対策基本法第57条の規定に基づき、警察専用電話、鉄道専用電話等を使用し、又は放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

2 情報共有

(1) 職員間の情報共有

市（本部事務局）は、市内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、庁内放送、グループウェア等を活用し、庁内職員の情報共有を図る。

(2) 市と関係機関の情報共有

市（本部事務局）は、市内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、県、警察署、防災関係機関に報告する。県、警察署、防災関係機関は、所管事項の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、市へ報告する。

3 点検・巡視等

警戒段階から災害発生直後は、市（各部）、消防団、防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。

市（本部事務局）は、市（各部）、消防団と連携を図りながら、必要に応じ重要防災箇所にはパトロール班を編成・派遣し、速やかに情報を収集する。

点検・巡視結果に異常あるときは、速やかに市（本部事務局）に報告する。なお、重要情報（死者・重傷者の発生、大規模事故の状況等）は、デジタルカメラ、カメラ付携帯電話等を活用して映像情報での報告に努める。

4 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市（本部事務局）又は警察官に通報する。

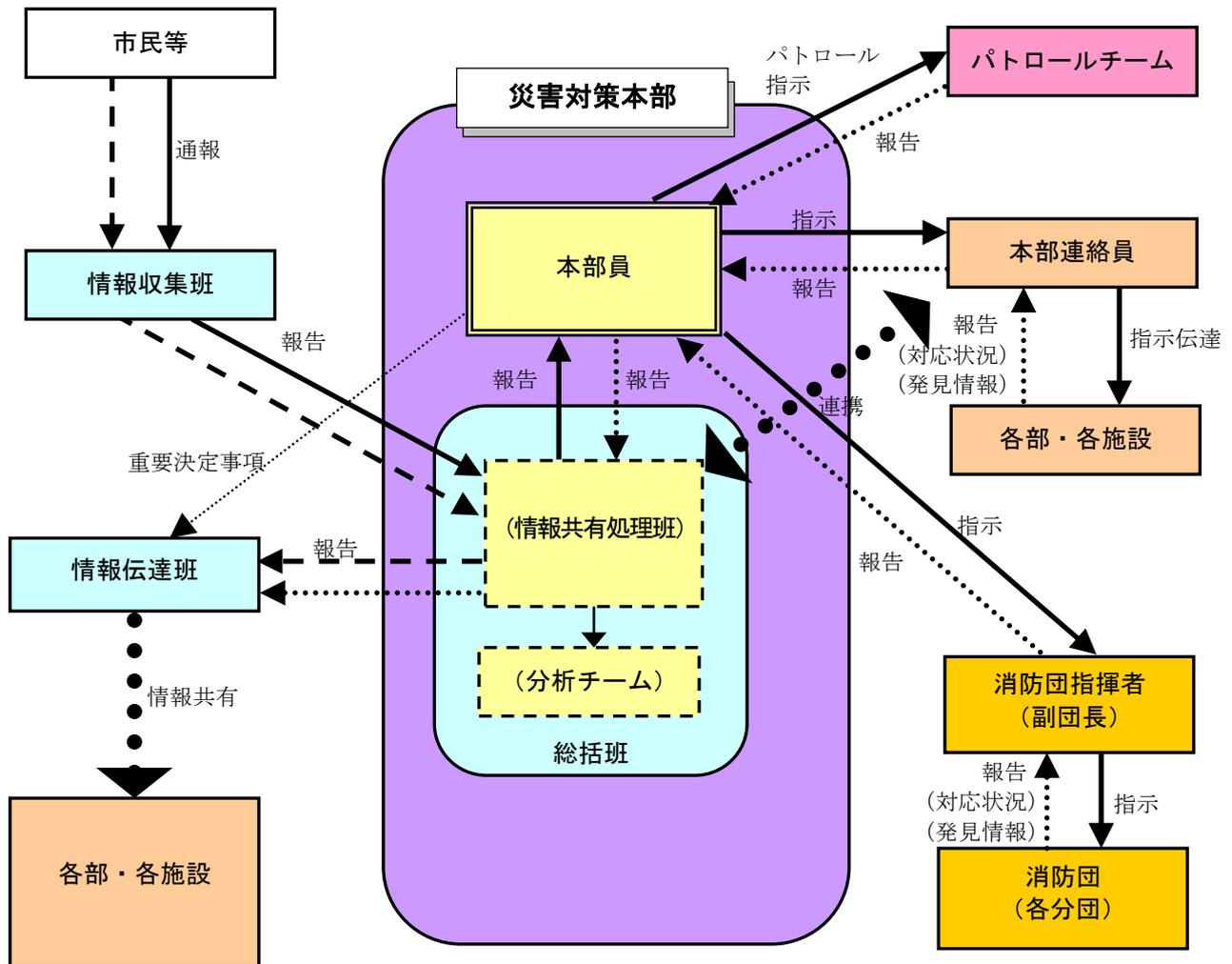
(2) 警察官等の通報

通報を受けた警察官等は、直ちに市（本部事務局）及び関係機関に通報する。

(3) 市長の通報

(1)、(2)により通報を受けた市（本部事務局）は、直ちに神戸地方気象台及び県民局等に通報するとともに、市民に対し周知徹底を図る。

■災害対策本部情報系統



第3 県等への被害情報の報告

1 報告基準

市（本部事務局）は、次の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

- (1) 災害対策本部を設置した災害
- (2) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (3) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (4) 災害の状況及び社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (5) (1)、(2)に定める災害になるおそれのある災害

2 報告系統

市（本部事務局）は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にあっても、市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

3 災害情報の伝達手段

市（本部事務局）は、次の措置を講じる。

- (1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
- (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
- (3) 災害情報の報告をする場合、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファックスなどを活用する。
- (4) 有線電話が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワークシステムを利用する。なお、必要に応じて他機関に協力を求め、NTT西日本株式会社災害対策用無線、警察無線等の通信手段を確保するよう努める。
- (5) 全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くし伝達ができるよう努める。

4 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 市（本部事務局）は、フェニックス防災端末（事務所被害報告の機能を活用）、衛星電話やファックス等最も迅速な方法を用い、事務所の周辺の状況を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告で差し支えない。

- ② 消防本部は、消防組織法第40条に基づき、消防関係報告、火災・災害等に関する即報（火災・災害即報要領参照）の報告を行う。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報

告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末又はそれにより難しい場合は衛星電話やファックス等最も迅速な方法で行う。

③ ライフライン関係機関は、供給等に支障を来した場合、次の項目について速やかに県（災害対策本部）にその状況を通報する。

ア 電話回線の障害状況

イ 交通機関の運行状況及び施設の被災状況（JR・バス等）

ウ 電力の供給状況

エ ガスの供給状況

オ 水道の供給状況

(2) 災害概況即報

市（本部事務局）は、被害状況に関する情報を収集し、フェニックス防災端末又はそれにより難しい場合は衛星電話やファックス等最も迅速な方法で〔災害概況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

(3) 被害状況即報

市（本部事務局）は、被害状況に関する情報を収集し、フェニックス防災端末又はそれにより難しい場合は衛星電話やファックス等最も迅速な方法で〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

(4) 災害確定報告

市（本部事務局）は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

(5) その他

以上のほか、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第 267号）による即報基準に該当する場合は県へ、直接即報基準に該当する場合は、県及び国（消防庁）へ、災害の覚知後30分以内で可能な限り早く分かる範囲で第一報を報告する。

第4 被害調査

1 所管施設等の調査

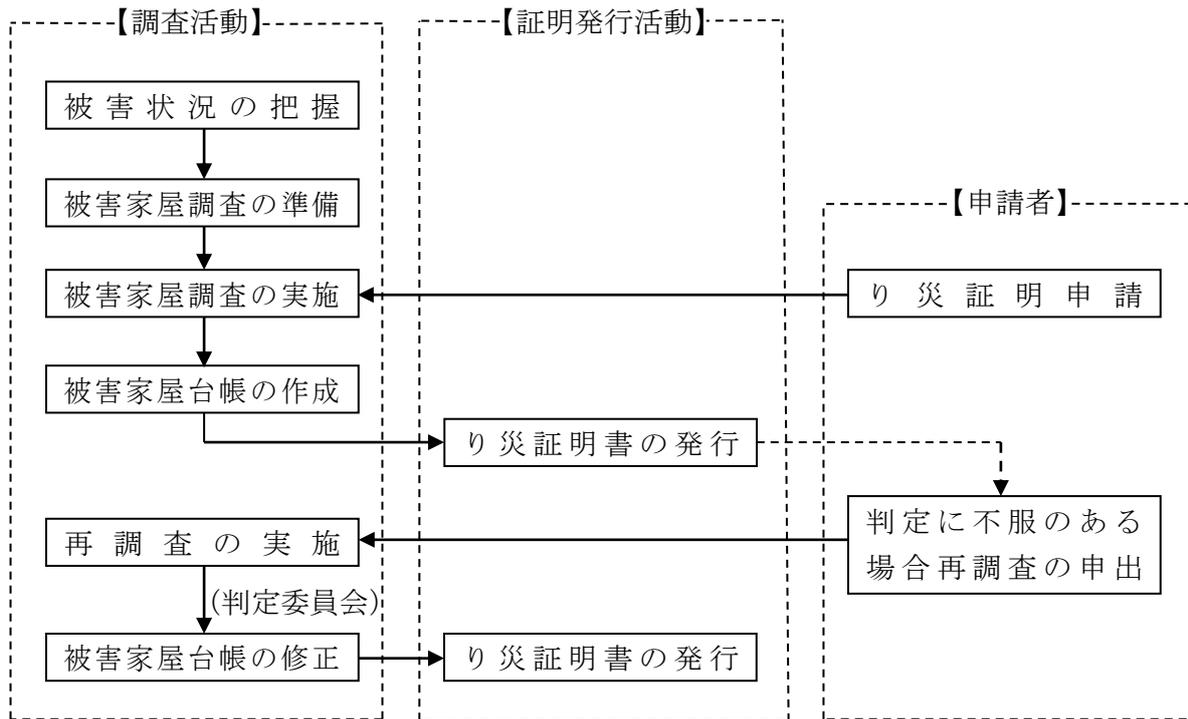
災害の危険が解消した段階で、市（各部）は、所管施設等の被害調査を行い、調査結果を市（本部事務局）に報告する。

2 被害家屋の調査

市（総務部、福祉部、本部事務局）は、災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステム等のデジタル技術の活用を含め、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。なお、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関する被災者台帳を作成する際には、県に対し協力を求める。

また、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。



(1) 被害家屋調査の準備

市（総務部）は、被害状況の速報を基に次の準備を行う。

① 税務関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

② 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

③ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

① 一次調査

被害家屋を対象に2人1組で被害程度（浸水・損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、実測等により調査し、調査票に記録する。

② 二次調査

一次調査により床上浸水以上の被害と認められる場合は、二次調査を実施する。

(3) 被災台帳の作成

調査票を基に、かり災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、被災台帳を作成する。

(4) かり災証明書の発行

市（総務部、福祉部、本部事務局）は、被災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋のかり災証明書を発行する。

① 家屋の場合

市長は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の事項の証明を行う。なお、火災に係るものについては、消防署長が証明する。

ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊

イ 火災による全焼、半焼、水損

② 家屋以外の場合

市（総務部、福祉部、本部事務局）は、り災証明書の対象とならない物品等の被害認定を求められたときは、申請者に対し地元区長等の確認印を求め、その内容に応じて被害状況証明書を発行する。

また、り災証明書の発行を必要としない家屋の軽微な被害についても、被害状況証明書で対応する。

(5) 再調査の申出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

市（総務部、福祉部、本部事務局）は、申出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて被災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

(6) り災証明に関する広報

市（市長公室、総務部、福祉部、本部事務局）は、り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

3 被害車両の調査

市（総務部、福祉部、本部事務局）は、車両の被害認定を求められたときは、申請者に対し被災自動車の移動に関与した者の確認印を求め、その内容に応じてり災証明書を発行する。

第5 支援要請

市（各部）及び防災関係機関は、大規模な被害により単独での応急対応が困難な場合、次の系統で県に支援を要請する。

■県への要請事項・担当・要請先一覧

要請事項	要請元	要請先
自衛隊派遣要請	本部事務局	県本部事務局
各種支援要請		
隣接市町での避難所の開設		県地方本部事務局
陸上鉄道輸送の要請		
航空輸送の要請		
陸上自動車輸送のあっせん	建設水道部	
物資のあっせん		
物資のあっせん（福祉関係機器）	福祉部	

要請事項	要請元	要請先
食料の調達・あっせん	市長公室	県地方本部事務局
放送要請		
緊急警報放送要請		
報道要請		
専門家の派遣	各部	
ヘリの出動	本部事務局	
災害救援専門ボランティアの派遣	各部	
警察官の協力要請	本部事務局	警察署
非常災害用木材の調達・あっせん	建設水道部	県民局農林振興事務所
生活必需物資の流通確保		県民局県民室
建設資機材等のあっせん		県本部事務局
救助用建設資機材		
消防・救急応援	消防本部	
感染症対策薬剤等の提供	くらし安心部	県民局健康福祉事務所
保健師・栄養士等保健関係者の派遣		
医療関係者の派遣		県地域医療情報センター
血液の安定供給	くらし安心部 各医療機関	県薬務課 赤十字血液センター
ヘリによる患者搬送	各医療機関	消防本部→県事務局
患者受入医療機関のあっせん		県地域医療情報センター
ライフラインの優先復旧(医療機関関係)		
医療水の確保		
医薬品の供給		市(くらし安心部)→県薬務課
ガレキ処理対策、ごみ処理対策、し尿処理対策対策		くらし安心部
遺体処置・埋葬等(広域火葬、ドライアイス・棺等の確保、あっせん、遺体の搬送)	県民局健康福祉事務所	
風呂対策支援		
愛玩動物の保護・収容	動物愛護センター	
応急危険度判定士の派遣	建設水道部	
応急仮設住宅の建設支援、公営住宅の一時入居		県民局土木事務所
飲料水の供給、給水車の派遣、水道復旧工事に関する人材派遣		ブロック代表市→県水道課

資料

3-2 被害状況判定基準

第4節 防災関係機関等との連携

担当	市	本部事務局
	関係機関	県、自衛隊、西脇警察署
	関係団体	

第1 専門家・専門機関等への協力要請

市（本部事務局）は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

(1) 要請事項

- ① 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
- ② 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
- ③ 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
- ④ 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- ⑤ 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- ⑥ 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- ⑦ 鉄道又は道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- ⑧ 代替交通対策
- ⑨ 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

(2) 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と協議の上、負担する。

第2 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣要請の方法

(1) 市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、北播磨県民局長（県災害対策地方本部長）、警察署長と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。ただし、通信途絶等により、知事に対して自衛隊の派遣要求ができない場合は、市長はその旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項
 - ・要請責任者の職氏名
 - ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ・派遣地への最適経路
 - ・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

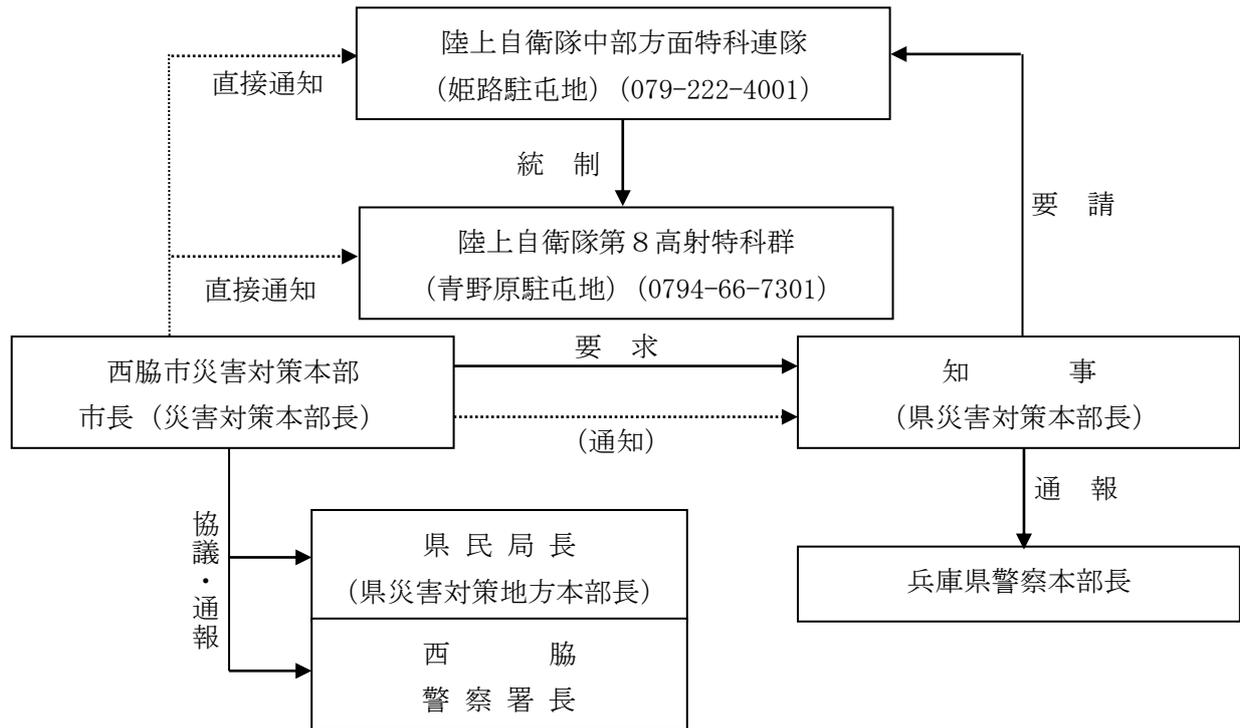
(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待っていないとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 市長は、前記(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

■派遣要請系統図

(知事に要請できない場合直接通知)



2 要請先等

(1) 要請先等

区分	宛先	所在地
陸上自衛隊姫路駐屯地	中部方面特科連隊長	姫路市峰南町1番70号
陸上自衛隊青野原駐屯地	第8高射特科群第339高射中隊長	小野市桜台1

(2) 連絡先

区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911・9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災係)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911・9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911・9912
自衛隊	中部方面特科連隊 (姫路駐屯地) (第3科)	(079)222-4001 内線 238・650 FAX (079)222-4001 内線 239	(079)222-4001 内線 302 (当直司令) FAX (079)222-4001 内線 239
	第8高射特科群 (青野原駐屯地) (第3科)	(0794)66-7301 内線 236 FAX (0794)66-7301 内線 430	(0794)66-7301 内線 302 (当直司令) FAX (0794)66-7301 内線 430

(注) 緊急文書をファックスで送信する場合は、事前又は事後にその旨を電話連絡し、確実性を期すること。

(注) 青野原駐屯地へファックス送信する場合は、事前に電話で 430番へファックス送信の旨を伝えた後、送信すること。

3 自主派遣基準

災害が突発的で、救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとる。

(自主派遣の判断基準)

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) その他災害に際し、上記(1)及び(2)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

4 受入準備

市（本部事務局）は、自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

- (1) 現場責任者の配置
作業実施期間中は現場責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し作業の推進を図る。
- (2) 資機材の調達
派遣部隊の作業に必要な資機材については、できる限り市で準備し、速やかな活動が開始できるように留意する。
- (3) 派遣部隊の設営地
派遣部隊の宿泊施設又は設営適地は次のとおり。

自衛隊本部	西脇東中学校特別教室
自衛隊宿舎	西脇東中学校体育館
自衛隊車両基地	西脇東中学校
自衛隊ヘリポート	西脇東中学校グラウンド

5 活動内容

自衛隊は、人命又は財産の保護のため、次の活動を行う。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
- (4) 消防活動
利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
- (5) 道路又は水路の応急措置
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の応急措置
- (6) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (8) 給食、給水及び入浴支援
給食、給水及び入浴支援
※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要
- (9) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
- (10) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
- (11) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

6 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなると認めるときは、市長は、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行う。

7 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費については、原則として県が負担することとされて

いる。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料その他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

第3 関係機関との連携

1 関係機関への応援要請

(1) 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請を行う。（災害対策基本法第68条）

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町村又は特定地方公共機関の職員の派遣についてあつせんを求める。（災害対策基本法第30条第1項及び第2項）

(2) 指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第29条第2項）

(3) 他市町等への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定」又は「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき応援要請を行う。

また、その他の市町村長等に対し、応援を求める。（災害対策基本法第67条）

(4) 応援の受入れ

市（本部事務局）は、市（各部）からの応援要請に基づき応援隊等を受け入れる。市（各部）は、応援隊の案内用の職員若しくは地図等の情報又は応援先の災害状況等の情報を提供する。

なお、応援要請により派遣された者は、西脇市長（災害対策本部長）の指揮の下に行動し、受入れ役割配分は所管課とする。

2 消防の応援要請

(1) 広域消防相互応援協定に基づく応援

市長又は消防長は、災害の規模等により応援を要請する他の市町村等に次の事項を連絡する。

- ① 災害の発生場所及び概要
- ② 必要とする車両、人員及び資機材・集結場所並びに活動内容
- ③ その他必要事項

(2) 関係機関との連携

消防本部及び警察署は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。

（消防組織法第42条）

(3) 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、市及び消防相互応援（消防組織法第39条）による消防力をもってしても災害に対処できないときは、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動のための必要な措置（消防組織法第44条）がとられるよう知事に要請する。

資料

- 3-1 防災関係機関の連絡先一覧
- 4-1 災害時相互応援の協定先一覧
- 4-2 協定書
- 4-3 自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式
- 4-4 自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書の様式

第5節 災害救助法の適用

担当	市	本部事務局その他各部
	関係機関	県
	関係団体	

1 適用基準

(1) 適用基準

西脇市において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。

① 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- ア 市内で住家の滅失世帯数が60世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- イ 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が30世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ウ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情（※1）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

※1 厚生労働省令で定める特別な事情

災害を受けた者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害を受けた者の救出について特殊の技術を必要とする場合

- エ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準（※2）に該当する場合（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

※2 厚生労働省令で定める基準（次のいずれかに該当すること。）

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (イ) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

② 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域内の市町において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合

(2) 滅失世帯数の算定

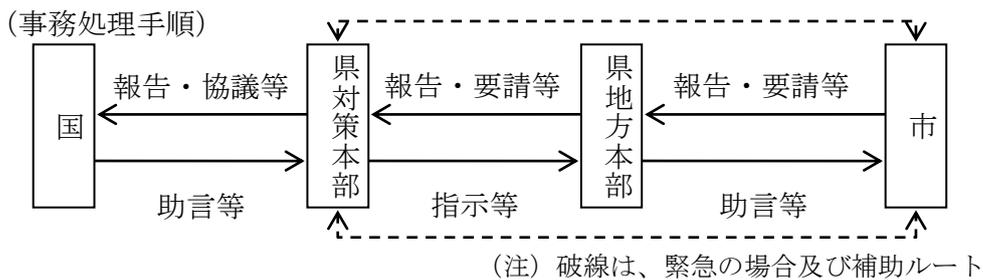
住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

全壊、全焼、流失	1世帯
半壊、半焼	1 / 2世帯
床上浸水、土砂堆積	1 / 3世帯

全壊、全焼 流失	延べ床面積70%以上の損壊 主要構造部の経済的被害額50%以上
半壊、半焼	1 延べ床面積の20%以上70%未満の損壊 2 主要構造部の経済的被害額20%以上50%未満（主要構造部とは壁、柱、はり、屋根、階段をいう。）
大規模半壊	1 延べ床面積の50%以上70%未満の損壊 2 主要構造部の経済的被害額40%以上50%未満
中規模半壊	1 延べ床面積の30%以上50%未満の損壊 2 主要構造部の経済的被害額30%以上40%未満
準半壊に至らない（一部損壊）	1 延べ床面積の10%未満の損壊 2 主要構造部の経済的被害額10%未満
準半壊	1 延べ床面積の10%以上20%未満の損壊 2 主要構造部の経済的被害額10%以上20%未満
床上浸水	1 浸水水位が床板以上に達したもの 2 土砂堆積等により一時的に居住不能のもの
床下浸水	浸水水位が床板に達しないもの

(3) 適用手続

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告する。



2 救助の実施

(1) 実施項目

災害が大規模になり、災害救助法が適用された場合で、知事の権限に属する災害救助法による救助の実施に関する事務を行うよう市長に通知があった場合は、市長が行う。

この場合、市（各部）は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に關す

る事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	救助期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の供与	最長2年
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療及び助産	14日以内 分娩 7日以内
災害にかかった者の救出	3日以内
福祉サービスの提供	7日以内
災害にかかった住宅の応急修理	緊急の修理 10日以内 3か月以内
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内
埋葬	10日以内
死体の搜索	10日以内
死体の処理	10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内

※災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市及び救助活動の実施機関に協力する。

(3) 救助の実施基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を県知事に要請する。この場合、期間延長については基準に示された期間内に要請する。

また、基準による救助の適切な実施が困難な場合は、知事が厚生労働大臣の同意を得てこれらを定めることができる。

資料

11-1 災害救助法による救助の基準

11-2 災害救助事務フローチャート

第6節 消火活動

担当	市	本部事務局
	関係機関	北はりま消防本部
	関係団体	消防団

大規模事故発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

1 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- (1) 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- (2) 危険物施設に対する防御
- (3) 避難経路の火災防御
- (4) 救助・救急
- (5) 情報活動
- (6) 広報

2 消防計画に定める基本的事項

大規模事故に備えるため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- (1) 本部における所掌事務に関する事項
- (2) 消防本部と消防団の業務分担に関する事項
- (3) 職員の動員と編成・配置
- (4) 通信網の確保に関する措置
- (5) 情報収集等に関する体制
- (6) 本部との連絡等に関する事項
- (7) 警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- (8) 重点防御に関する方針
 - ① 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
 - ② 避難経路の防御に対する措置
 - ③ 救助・救急に関する措置
- (9) 広報に関する措置

3 応援要請等

必要に応じて知事の応援指示権の発動及び他府県への応援要請を依頼する。

第7節 救助・救急・医療対策

第1 人命救出活動

担当	市	本部事務局、産業活力再生部、建設水道部
	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署、自衛隊
	関係団体	消防団、自治会、自主防災会、建設業協会、市民、事業所

1 市・消防本部の行う救助

(1) 消防の救助活動

消防本部は、人命救助活動を行う。

(2) 県への要請

市（本部事務局）は、救出活動が困難な場合、可能な限り次の事項を明らかにして、県に救出活動の実施を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他必要な事項

(3) 行方不明者の捜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。

① 行方不明者情報の収集

市（本部事務局）は、被災者相談窓口等で受け付けた捜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し連携する。

② 捜索活動

救出活動のため編成された救出班は、行方不明者リストに基づき、消防団、警察署、自衛隊等と協力して行方不明者の捜索及び遺体の収容活動に当たる。行方不明者を発見し、既に死亡していると認められるときは、警察署に連絡する。

(4) 危険区域の監視

災害が発生するおそれがある場合又は既に発生している災害が更に拡大するおそれがある危険区域がある場合は、市（産業活力再生部、建設水道部）、消防団、ため池管理者等はその監視に当たり必要な措置をとる。

2 警察署

警察署は、次の措置を講じる。

- (1) 負傷者、行方不明者の救出救護及び捜索活動の実施
- (2) 必要な交通規制の実施

3 自衛隊

自衛隊は、知事の要請等により救出活動を実施する。

4 自治会、自主防災会、事業所、市民等

自治会、自主防災会、事業所の自衛消防組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (1) 被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した救出活動の実施
- (3) 警察署、消防署等への連絡

5 市民からの問合せに対する回答

市（本部事務局）は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

6 安否不明者等の氏名等の公表

市（本部事務局）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、県が実施する安否不明者等の氏名等の公表に協力する。

あわせて、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について県と連携する。

7 その他

救助活動を実施する機関は、速やかで的確な救助活動を実施するため、相互連絡による情報交換を行う。

また、人員、重機等の資材の確保について、建設業協会との連携強化に努める。

第2 救急医療活動

担当	市	くらし安心部、病院部、本部事務局
	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	西脇市多可郡医師会、医療機関

1 負傷者の発見、通報及び関係機関への連絡

負傷者等の発見者から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ消防本部及び関係機関に直ちに連絡する。

2 現場から医療施設への負傷者等の搬送

(1) 消防本部は、負傷者を医療機関に搬送する。

(2) 市（くらし安心部）は、搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

① 応急的に調達した車両の活用

② 隣接市町の応援要請

(3) 市長（本部事務局）及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等）

3 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

市（くらし安心部、病院部）は、医療機関、医師会と協力し、医療関係者を現場へ出動させる。

4 負傷者等の収容

(1) 負傷者等の収容には、下記施設の活用を図る。

① 災害拠点病院（西脇病院）

② 二次救急医療機関（西脇病院）

③ 救急告示病院・診療所

④ その他の医療施設

⑤ 公民館、学校等に設置された救護所及び県において設置された救護センター

⑥ 寺院（死者の場合）

(2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察署に連絡し、死体見分その他所要の処理を行う。

速やかな死体見分に支障が生じる程の多数の死者が発生した場合、警察署等は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力を得る。

5 関係機関への協力要請

各機関は、災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

6 災害の現場における諸活動の調整

(1) 県に災害対策本部が設置された場合

県災害対策本部長又は県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。

(2) 県に災害対策本部が設置されない場合

県警察本部、消防本部又は市の現場指揮者が合同指揮所を設置して諸活動の調整を行う。

7 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法令の適用により処理しうるものは同法による。

8 多発外傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

- ① 消防本部は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、救急告知病院、災害対応病院（二次救急医療機関）、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ情報を提供し、協力を依頼するとともに負傷者を搬送する。
- ② 消防本部、災害拠点病院、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用し、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるとして判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県災害医療システム室）に連絡する。
- ③ 市長（本部事務局）及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があるとして判断した場合、県にヘリコプターの出動待機を要請する。

(2) 二次搬送等

医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

医療機関、消防本部は、必要に応じて地域医療情報センター、災害拠点病院と連携をとり、二次搬送先を決定する。

救急医療対策に要した費用については、現行関係法令の適用により処理しうるものは同法による。

(3) 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

① 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応

消防本部は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者が発生した場合は、必要に応じて県へヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。

ア 消防本部、災害拠点病院その他の医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用し、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるとして判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県災害医療システム室）に連絡する。

イ 市長（本部事務局）及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があるとして判断した場合、県にヘリコプターの出動待機を要請する。

② 二次搬送等

ア 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに消防本部へ二次搬送の要請をする。

イ 消防本部及び県は連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送するものとされ

ている。

(4) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

① 原因物質の特定

ア 消防本部、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。

イ 消防本部、警察署、医療機関、県健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。

ウ 関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互へ情報提供する。

② 二次搬送等

ア 消防本部、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用しつつ、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。

イ 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市（くらし安心部）に解毒剤の確保を依頼する。

ウ 市（くらし安心部）は、解毒剤の確保ができないときは、県に要請する。

エ 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

オ 消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

9 間接的な被害者へのフォロー

医療機関は、被災者の家族等間接的な被害者への対応について、負傷者等への対応状況を勘案しながら、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を踏まえ、受入窓口や家族等の待合所を設け、被災者の健康状況を案内するなど、可能な範囲で体制を整える。

第3 医療・助産対策

担 当	市	くらし安心部、病院部、本部事務局
	関係機関	県、西脇警察署、北はりま消防本部
	関係団体	西脇市多可郡医師会、西脇市多可郡歯科医師会、医薬品等販売業者

1 救護所の設置

市（くらし安心部）は、救護所を設置し、災害時の医療体制を確立する。

(1) 救護所設置の条件

① 医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応することができない場合

② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応することができない場合

- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

(2) 救護所の設置場所

救護所の設置予定場所は、次のとおりである。

■救護所設置場所

名称	所在地	電話番号	収容人員
西脇小学校	西脇 656-1	22-3025	199
天神池スポーツセンター	寺内 517-1	22-0072	200
西脇南中学校	野村町 1795-8	22-3553	257
西脇市日野体育センター	富吉南町 264-44	—	113
西脇東中学校	鹿野町 1116	22-3905	240
芳田小学校	落方町 236	27-0014	156
黒田庄中学校	黒田庄町黒田 136-1	28-2072	395
黒田庄体育センター	黒田庄町前坂 2159	28-4279	450

(3) 救護所の活動

- ① 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 負傷者の応急処置
- ④ 助産
- ⑤ 死亡の確認
- ⑥ 遺体の見分

(4) 救護所の廃止

市（くらし安心部、病院部）は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2 救護班の編成

(1) 救護班の編成、派遣

市（くらし安心部）は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に対し、救護班の編成、救護所への医師等の派遣を要請する。

(2) 県への要請

市（くらし安心部）は、救護班が不足する場合、県に応援を要請する。

(3) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、市（くらし安心部）の指揮の下に、発災直後は外科的治療

を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後3日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等要援護者（要配慮者）の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

3 医療マンパワーの確保

市（くらし安心部）は、医療マンパワーの確保を必要とするときは、県健康福祉事務所に応援を要請する。

4 患者等搬送体制

市（くらし安心部）は、消防本部、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

5 医薬品等の供給

(1) 品目

市（くらし安心部）は、県と協力して、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に努める。

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

(2) 調達方法

市（くらし安心部）は、県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター）の協力を得て救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品についても不足が生じる場合、県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター）と連携し、補給を行う。

(3) 搬送、供給方法

医薬品の供給を求められた販売業者は、災害薬事コーディネーターと調整し、集積基地まで搬送する。

市（くらし安心部）は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

6 医療機関のライフラインの確保

市（本部事務局）は、県と連携を図り、水道、電気、ガス等ライフライン機関に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

第4 精神医療

担当	市	くらし安心部、病院部
	関係機関	県、北はりま消防本部
	関係団体	西脇市多可郡医師会、消防団

1 被災者等のこころのケア

- (1) 市（くらし安心部）は、必要に応じ、次のとおり、家族等が被災した児童・生徒などに対するこころのケア対策を行う。
- ① 教職員によるカウンセリング
 - ② 電話相談等の実施
 - ③ カウンセラーの派遣
 - ④ 県教育相談センター、健康福祉事務所、こころのケアセンター、こどもセンター等の専門機関との連携
- (2) 医療機関においても保健所と連携してこころのケアの視点を取り入れた治療に努める。

2 事業者によるこころのケア対策

事故責任者等は、必要に応じ、被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を行う。

- (1) 被災者及びその関係者のためのホットラインの設置
- (2) 被災者及びその関係者への巡回訪問
- (3) 乗務員、運転員その他従業員に対するこころのケア

3 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

消防本部、消防団等の救助機関は、災害時の救援活動に従事した者にはPTSDの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等を行う。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の「燃え尽き」を予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっている場合は、業務命令で休養をとらせる等の配慮を行う。

資料

- 5-1 医療施設一覧
- 14-1 自主防災会等一覧

第8節 交通・輸送対策

第1 交通確保対策

担当	市	建設水道部
	関係機関	県、西脇警察署、兵庫国道事務所
	関係団体	建設業協会

1 被災情報及び交通情報の収集

(1) 道路管理者及び警察署は、災害警戒段階から、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の冠水状況等を確認し、市（本部事務局）に報告する。

(2) 道路管理者及び警察署は、県、市、電力・ガス・通信企業等幅広い情報収集に努める。

(3) 警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 通行規制

道路管理者及び警察署は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、若しくは危険になると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災区域への流入抑制

警察署は、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

現場警察官又は警察署長は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施する。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会が実施する災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制に協力する。

3 緊急通行車両の確認

市は緊急通行車両等の事前届出を行い、確認手続の円滑化を図る。

(1) 事前届出の対象とする車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応

急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合には、県公安委員会に事前届出を行う。

- ① 災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
 - ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、市長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (2) 事前届出に関する手続
- ① 事前届出の申請
 - ア 申請者
緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）
 - イ 申請先
当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）
 - ウ 申請書類
緊急通行車両事前届出書2通、緊急通行車両一覧表、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類（輸送協定書がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
 - ② 届出済証の交付
県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両事前届出済証を申請者に交付する。
- (3) 事前届出車両の確認
- ① 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略する。
 - ② 県警察本部（交通規制課）、警察署（交番等を含む。）又は検問所において、届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

4 道路の復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じる。

- (1) 道路の啓開
救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路の応急措置を実施する。
被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。
- (2) 応急復旧業務に係る建設業者等との協力
建設業協会と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

5 交通マネジメント

近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、必要に応じて国、県、警察、市町等で構成する「兵庫県災害時交通マネジメント検討会」を組織する。

第2 緊急輸送対策

担 当	市	建設水道部
	関係機関	県、西脇警察署、西日本旅客鉄道株式会社、神姫バス株式会社、県トラック協会
	関係団体	

1 緊急輸送に当たっての基本的事項等

(1) 基本方針

輸送活動を行うに当たって、次のような事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

① 第1段階

- ア 救急・救助活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- ア 上記①（第1段階）の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- ア 上記②（第2段階）の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

(3) 輸送路等に関する状況の把握

市（建設水道部）は、広域応援を実施する場合に備え、警察署、道路管理者、鉄道事

業者等と連携し、緊急輸送路予定路線等の状況把握に努める。

2 緊急輸送対策

市（建設水道部）は、原則として市（各部）が所有する庁用車により緊急輸送を行うが、不足するときは運送業者等に協力を求める。

第3 ヘリコプターの運航

担 当	市	本部事務局
	関係機関	県、北はりま消防本部
	関係団体	

1 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請

(1) 支援要請

市（本部事務局）又は消防本部は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、ヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、県に対して消防防災ヘリコプターの運航を要請する。

- ① 情報収集活動
- ② 救急活動
- ③ 救助活動
- ④ 火災防御活動
- ⑤ 災害応急対策活動

(2) 要請手続

県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請は、市長又は消防長又はそれらの者から委任された者が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、「消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出する。

ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

(3) 緊急運航要請連絡先

要請の連絡先は次のとおりとする。

① 県災害対策本部非設置時

連絡先	電話番号等
電話会議システム	※昼間（8:45～17:30）
神戸市消防局警防部司令課	TEL (078) 333-0119
	FAX (078) 325-8529 ※夜間（17:30～翌朝8:45）

② 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

連絡先	電話番号等
災害対策本部事務局 (県災害対策センター内)	TEL (078) 362-9900 FAX (078) 362-9911

(4) 要請に際し連絡すべき事項

- ① 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- ② 要請を必要とする理由
- ③ 活動内容、目的地、搬送先
- ④ 現場の状況、受入体制、連絡手段
- ⑤ 現地の気象条件
- ⑥ 現場指揮者
- ⑦ その他必要事項

(5) 要請者において措置する事項

- ① 離着陸場の選定

要請者は、あらかじめ指定されたヘリコプター臨時離着陸場適地一覧の中から臨時離着陸場を指定し、その周知徹底を図る。

■臨時離着陸場予定地

区分	名称	所在地	規模
緊急用ヘリポート	重春グラウンド	野村町	90×100m
緊急用ヘリポート	黒田庄グラウンド	黒田庄町前坂	120×70m
緊急用ヘリポート	県民広場	鹿野町	80×140m
緊急用ヘリポート	城山公園多目的広場	鹿野町	80×150m
自衛隊ヘリポート	東中学校グラウンド	鹿野町	90×90m

※上記グラウンドが車両の仮置場等に使用された場合、西脇工業高等学校のグラウンド等他のグラウンドとする。

- ② 給油方法の指示
- ③ 離着陸場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

(6) 患者の搬送

患者の搬送の可否は、医師がその必要性を認め、搬送する場合は医師が同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

2 広域航空消防応援要請

他の都道府県への消防ヘリコプターの要請は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防長が兵庫県知事に対して次のとおり行う。

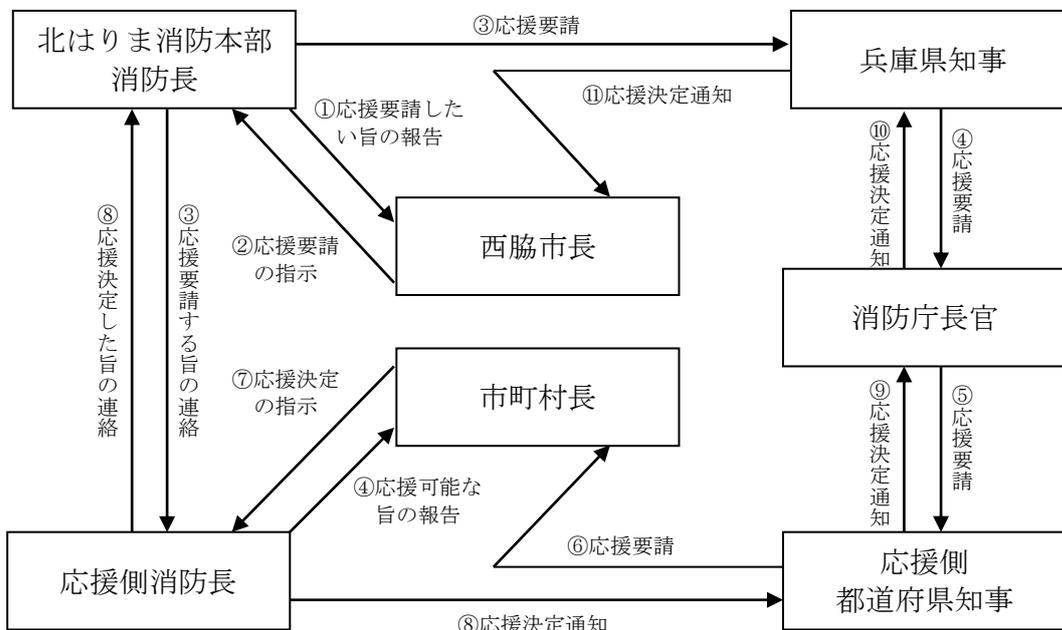
(1) 要請時に明らかにする事項

- ① 要請先（応援側）市町村
- ② 要請者、要請日時
- ③ 災害の発生日時、場所、概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請先

区分	連絡先	電話番号等
昼間（9:00～17:30）	兵庫県危機管理部消防保安課	TEL(078)362-9821 FAX(078)362-9915
夜間（17:30～翌朝9:00） 休日	兵庫県災害対策センター当直	TEL(078)362-9900～9902 FAX(078)362-9911
兵庫県災害対策本部設置時	兵庫県災害対策本部事務局 （兵庫県災害対策センター内）	TEL(078)362-9900～9902 FAX(078)362-9911

■広域航空消防応援要請系統図



資料

- 7-1 緊急輸送路一覧
- 7-2 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧
- 7-3 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書の様式
- 7-4 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式
- 7-5 緊急通行車両確認申請書の様式
- 7-6 緊急通行車両確認証明書の様式
- 7-7 緊急通行車両標章の様式

第9節 避難対策

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

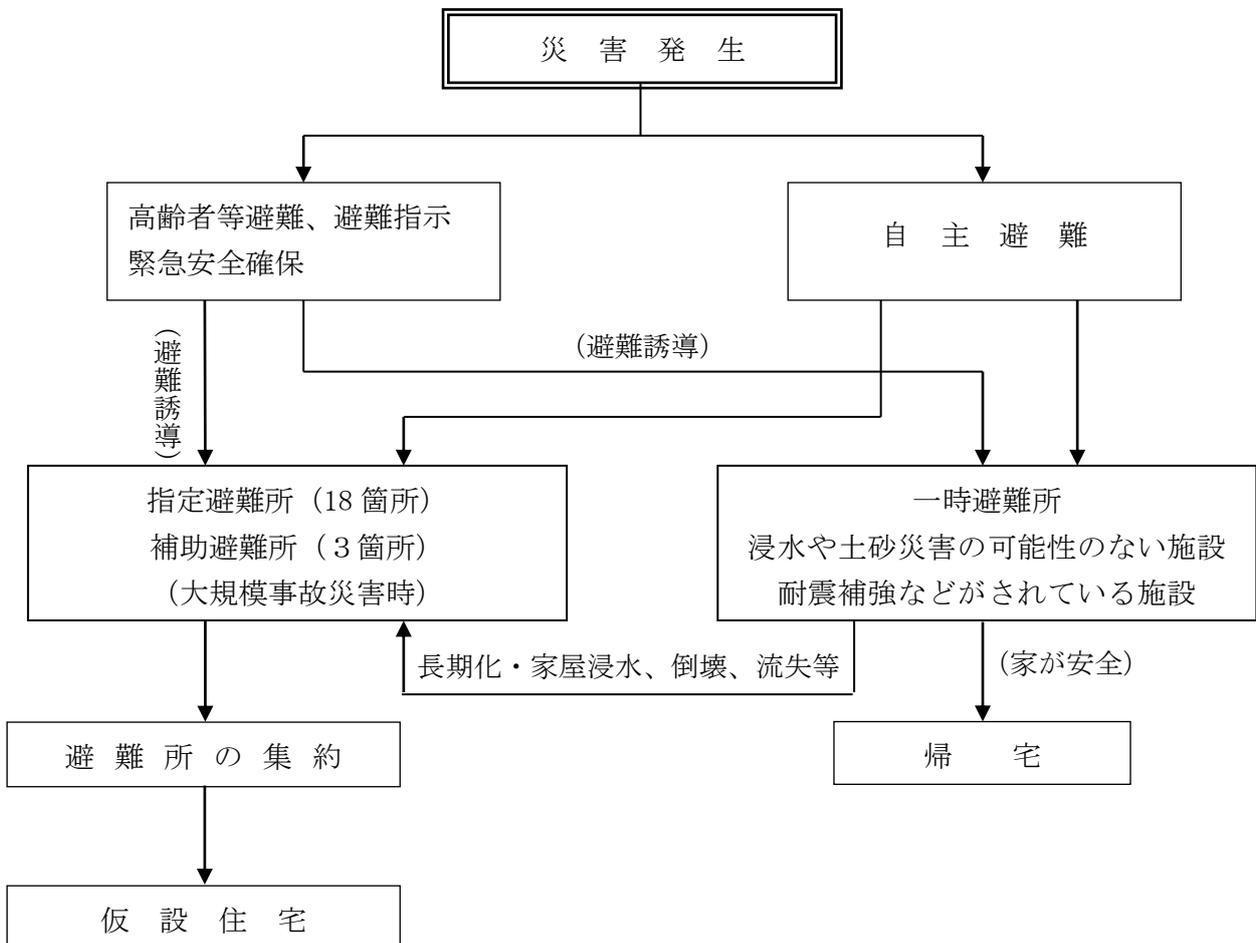
担当	市	災害対策本部（本部員）、本部事務局、福祉部
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	消防団、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、身体障害者福祉協会、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会、市民

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、消防、警察、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員等の協力を得て避難行動を行う。

特に高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難支援対策を構築する必要がある。このため、避難指示の前に、市民に対して高齢者等避難を呼びかけるとともに、避難行動に時間を要する要援護者（要配慮者）等に対して、早めの段階で避難を開始することを求める高齢者等避難を伝達し、その避難行動を支援する。

また、災害が実際に発生していることを把握した場合は、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、市民に命を守るための最善の行動を求める。



避難指示の発令権限と要件は、次のとおりである。

■避難指示の発令権者及び要件

発令権者	実施の要件・内容	根拠法令
市長	<p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、避難の指示をする。</p> <p>※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。</p> <p>※避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない</p>	災害対策基本法第60条
知事	<p>災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。</p> <p>※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。</p>	
警察官	<p>市長が避難のための立ち退きを指示することができないとき、又は市長から要求があったときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難の指示ができる。</p> <p>※指示したときは、直ちに、市長に通知する。</p>	災害対策基本法第61条
	<p>人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合に、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。</p> <p>※警察官がとった処置については、所属の公安委員会に報告する。この場合、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要な協力を求めるため適当な措置をとる。</p>	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	警察官がその場にいないときに行うことができる。	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県の職員	<p>地すべりにより著しい危険が切迫しているときは、必要な区域内の居住者に対し避難の指示ができる。</p> <p>※この場合直ちに、管轄の警察署長に通知する。</p>	地すべり等防止法第25条
知事、知事の命を受けた県の職員、水防管理者	<p>洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているときは、必要な区域の居住者に対し、避難を指示できる。</p> <p>※水防管理者が指示した場合は、警察署長に通知する。</p>	水防法第29条

2 避難情報の伝達

市（本部事務局）は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。

避難指示等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。

- (1) 避難指示等の発令者
- (2) 避難指示等を発令した対象地区名

- (3) 避難経路及び避難先
- (4) 避難時の服装及び携行品
- (5) 避難行動における注意事項

種類	発令の意図	市民等に求める避難行動
高齢者等 避難 【警戒レベル3】	災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子どものある人等要援護者（要配慮者）は避難を開始する。
避難指示 【警戒レベル4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。	○命を守るための最善の行動をとる。

第2 避難の方法

1 避難の準備

避難の準備については、次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 避難に際しては、必ず火気等の始末を完全に行う。
- (2) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出の防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安処置を講ずる。
- (3) 携帯品は必要最小限とする。
現金、貴重品、食料3食程度、水筒、タオル、石けん、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ、チリ紙等
- (4) 携帯品は、日頃から準備可能な物品等は非常袋等に入れて迅速に持ち出せるようにする。
- (5) 避難者は、避難秩序を乱すことなく、誘導員の指示に従い、相互に助けあって、冷静に行動しなければならない。

2 多数の者を収容する施設の避難

病院、老人ホーム、保育園等多数の病人・老人・乳幼児を収容している施設にあっては、施設管理者が平常時に避難計画を作成し、災害時には市、消防署、消防団、警察署と連携して避難誘導する。

3 避難の誘導

避難は、原則として市民が自主的に行うが、状況によっては警察官・消防職員・消防団員・市職員その他自治会、自主防災会等命を受けた者が誘導を行う。この場合、できる限り地域ごとに責任者及び誘導員を決め、集団避難を行うなど、安全と統制を図る。

なお、あらかじめ名簿等や個別避難計画等により災害時要援護者（避難行動要支援者）を把握しておくとともに、自治会、自主防災会、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。

また、車中避難する場合を除き、状況によっては避難に自家用車を使用しないように指導する。

4 避難経路

避難場所に誘導する場合は、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。

誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、標札、ロープ等を張り、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。

特に夜間の場合は投光器、照明器具を使用し、照明を確保して避難の安全を図る。

5 避難の順序及び移送の方法

(1) 避難の順序は、高齢者、障害のある方等要援護者（要配慮者）を優先する。

(2) 移送の方法

① 小規模の場合

避難に当たっては、避難者が各個に行くことを原則とする。ただし、自力により避難が困難な場合、近隣者又は自治会、自主防災会、市において用意した車両等によって移送及び輸送を行う。

② 大規模の場合

被災地が広域で大規模な移送を要する場合、市は市バスのほか神姫バスに避難者移送を要請するほか、自衛隊に出動を要請する。また、避難移送区域の交通規制を警察に要請し、事故防止を図る。

6 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるときは、災害対策基本法第63条の規定により警戒区域を設定し、設定した区域へ応急対策従事者以外の立入りを制限若しくは禁止をし、又はその区域から退去を命ずることができる。

(2) 規制の内容及び実施状況

警戒区域への立入禁止、当該市民の退去措置等については、消防・警察・関係機関の協力を得て、対象地区市民等に周知徹底を図る。

■警戒区域の設定権者及び要件

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策 基本法 第63条
警察官	市長若しくは市長から委任された市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときに行うことができる。 ※市長の職権を行なったときは、直ちに、市長に通知する。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長から委任された市職員及び警察官が現場にいないときに行うことができる。 ※市長の職権を行なったときは、直ちに、市長に通知する。	
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	災害対策 基本法 第73条
消防長 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合に、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるときに火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者の退去を命じ、若しくは出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条 の2
警察署長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任された消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときに行うことができる。 ※当該職権を行なったときは、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知する。	
消防吏員 消防団員	火災現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者の退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法 第28条
警察官	消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったときに行うことができる。	
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第21条
警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに行うことができる。	

第3 避難所の開設・運営

担当	市	本部事務局、福祉部、くらし安心部、教育管理部、教育創造部、総務部、都市経営部
	関係機関	県、加東健康福祉事務所
	関係団体	自治会、自主防災会、西脇市多可郡医師会、市民

1 避難所の選定

避難所は災害に対し、安全な建物で給水・給食施設を有するもの、給水・給食のできる施設又は搬送に容易な施設のうちから選定する。

指定避難所及び福祉避難所は資料編に示すとおりとし、河川の氾濫による浸水や土砂災害などの可能性がなく、耐震補強などができている公民館などは一時避難所とする。

浸水・道路冠水・橋りょうの通行止め等の状況によっては、最寄りの安全な施設とする。

2 避難所の開設

(1) 避難所の開設

① 市（福祉部、教育管理部、教育創造部、総務部、都市経営部）、自治会及び自主防災会は、市民が自主避難したとき、若しくは避難指示を発令したとき、又は市民が住家に被害を受け、居住場所を失ったとき、避難所を開設する。避難所のうち、補助避難所については、大規模な地震災害により、他の指定避難所の受入能力を超える場合又は超えると予測される場合に開設する。

また、福祉部は福祉避難所の開設の調整を行う。

なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、避難所担当職員は、直接避難所に直行し開設を行う。

② 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

③ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

④ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。

⑤ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。

⑥ 市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやスマートフォンアプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知す

る等、避難の円滑化に努める。

(2) 開設期間

市（本部事務局）は、災害救助法が適用された場合は、被害状況、ライフラインの復旧状況、仮設住宅の建設状況等を勘案の上、開設期間の設定について県と協議する。

(3) 避難所の追加指定

避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に指定避難所として位置付けることができる。また、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所開設を行うことができる。

3 避難所の運営

(1) 市、施設管理者の措置

市（福祉部、教育管理部、教育創造部、総務部、都市経営部）は、避難所を開設したときは、可能な限り指定避難所に職員を配置し、避難所運営を統括させるとともに、通信の確保等を行う。それ以外の避難所にあつては、施設管理者等がその任に当たる。

(2) 運営管理

- ① 市（福祉部、教育管理部、教育創造部、総務部、都市経営部）は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、迅速な人員配置に努める。また、長期化する避難所等の運営について、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、自治会、自主防災会、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な避難所運営に努める。
- ② 自治会、自主防災会は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。
- ③ 災害救助法第2条の規定に該当する災害であつて県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。
- ④ 避難所の統括者は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過ごとに避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。
- ⑤ 災害対策本部と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。
- ⑥ ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。
- ⑦ 要援護者（要配慮者）や子育て家庭、子ども・若者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮する。
- ⑧ 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- ⑨ 常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に広報し、デマ等の流布防止と不安の解消に努める。
- ⑩ 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を講じ、混乱のないよう適切な処置を講じる。
- ⑪ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な処置を講じる。
- ⑫ 避難所の状況により仮設トイレを設置する。その確保が困難な場合は、県にあつせん等を依頼する。
- ⑬ 仮設風呂及び洗濯機を設置する。その確保が困難な場合は、県を通じて、民間業者や自衛隊への協力要請をする。
- ⑭ 必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県が実施する。
- ⑮ 避難者のプライバシーの保護、老若男女のニーズの把握、福祉的な支援などを行う。
- ⑯ 避難所開設に当たり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れに当たっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。
- ⑰ 避難者について、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。
- ⑱ 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース及び資材の確保に努める。

4 保健活動

市（くらし安心部、教育管理部、教育創造部）は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する等）するほか、文化的・福祉的（栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保する等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。

(1) 救護

救護所となっていない避難所について、救護班による巡回活動を行う。

(2) 保健

県健康福祉事務所と協力し、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

5 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

市（くらし安心部）は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援に係る情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

6 大規模災害時における広域避難・広域一時滞在

(1) 県及び他市町との協議

市（本部事務局）は、市内での避難者の受入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外での避難者の受入れを、県に報告の上、他市町と協議する。また、県内市町のみで受入れが難しい場合は、県に他の都道府県と受入れを協議するよう求める。

- ① 避難希望地域
- ② 避難人員
- ③ 避難期間
- ④ 輸送手段
- ⑤ その他必要事項

(2) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

市（本部事務局）は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

また、市（福祉部）は、要援護者（要配慮者）のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。

7 車両の仮置場の確保

各小学校は避難所となるので必要最低限の車両とし、車両の仮置場は、避難所とならない市管理のグラウンド又は空地とする。

その他の用地を使用するとき、又は予定場所が広域避難地に指定されたときは、個人で所有者の了解を得て仮置場を確保する。

■車両の仮置場

重春グラウンド、あかねが丘グラウンド、市原グラウンド、西脇公園、日本へそ公園
駐車場、上比延友遊農村公園グラウンド、城山公園多目的広場、田園空間博物館駐車場、
桜丘小学校、黒田庄中学校、黒っこプラザ駐車場、楠丘小学校、マックスバリュ
西脇小坂店駐車場、マックスバリュ西脇寺内店駐車場

資料

6-1 指定避難所施設一覧

第10節 遺体の火葬等

第1 遺体の火葬等

担当	市	くらし安心部
	関係機関	西脇警察署、(一財)西脇市住民サービス公社
	関係団体	西脇市多可郡医師会、葬祭業者

1 遺体の処置

(1) 遺体の見分、身元確認

警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の見分を行い、見分後に遺体を遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、見分調書を添えて市（くらし安心部）に引き渡す。

市（くらし安心部）は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問合せ等に対応する。

警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

(2) 遺体の処置

市（くらし安心部）は、医師会等に遺体の見分を要請する。

また、葬儀業者等から、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。保存に当たっては、棺桶、ドライアイス等を調達する。

(3) 遺体安置所の設置等

市（くらし安心部）は、遺体の処置、一時保存、遺族への引渡用の遺体安置所を開設する。安置所が不足する場合は、市民センター、その他体育館から臨時安置所を確保する。

■遺体安置所の開設予定施設

遺体安置所名	一時保存可能数
西脇多可広域斎場やすらぎ苑	5体

(4) 遺体の引渡し

身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。

遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(5) 漂着遺体等の取扱い

遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

2 遺体の埋火葬

市（くらし安心部）は、次の措置を講じる。

(1) 対象者

災害時に死亡した者のうち、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に応急的な措置として行う。

(2) 埋火葬の方法

遺体は原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。

- ① 遺体を火葬する場合、西脇多可広域斎場やすらぎ苑に連絡し、斎場へ搬送する。
- ② 遺体は「遺体埋火葬許可証」に基づき、火葬に付する。
- ③ 火葬の終わった遺骨及び遺留品を遺体が収容された同じ遺体収容所に一時保管する。
- ④ 遺体が多数の場合は、県に市外の施設への受入れを要請し、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、市（くらし安心部）は、葬祭業者等に協力を要請する。

第11節 災害情報等の提供と相談活動

担当	市	市長公室、福祉部、応援部
	関係機関	県
	関係団体	報道機関

第1 災害広報

1 基本方針

事故責任者、市長公室、応援部、防災関係機関は、次の点に留意して広報する。

- (1) 被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、救出状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。
- (2) 情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合う。また、情報の発信元を明確にし、できる限り専門的な用語の使用を避け、市民等が理解しやすい広報に配慮するとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供を行う。
- (3) テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等へのニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供する。
- (4) 必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問合せに対応するように人員を配置する。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

2 広報の方法

広報の方法は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用する。

種別	方法	所管
同報系	防災行政無線	市（市長公室）
	広報車による巡回広報	市（市長公室）、消防団、警察署
	一斉ファックス	市（市長公室）
	にしわき防災ネットメール配信	市（市長公室）
	放送事業者による放送	放送事業者
更新系	ホームページへの掲載	市（市長公室）
紙面系	広報臨時号の発行	市（市長公室）
	チラシ等の配布	市（市長公室）
	新聞記事	報道機関
	公共掲示板	市（市長公室）、各施設管理者

その他	自治会、自主防災会を通じた伝達	市（本部事務局）
	ヘリコプターによる放送	県

3 広報体制

(1) 災害広報責任者

市（市長公室）は、市長公室長を災害広報責任者とし、市（各部）が作成する広報資料を統括する。

(2) 広報資料の収集

市（市長公室）は、市（各部）からの情報、関係機関からの情報を速やかに収集するなど、迅速かつ正確な情報把握に努める。

4 報道機関への対応

(1) 記者発表

市（市長公室）は、災害プレスセンターを設置し、「市政記者クラブ」を通じて報道機関に発表する。記者発表は、原則として本部長が行い、一定期間、毎日とする。

また、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び災害対策の状況などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用に努める。

(2) 報道要請

市（市長公室）は、災害に関する通知、要請、伝達等の必要が生じた場合、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関へ報道要請を行う。なお、放送局を利用する場合、次に掲げる事項を明らかにして県を通じて行い、県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送局に対して放送要請を行うものとされている。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要な事項

(3) 緊急警報放送の要請

市（市長公室）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づいた無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は、次のとおりである。

- ① 市民への警報、通知等
- ② 災害時における混乱を防止するための指示等
- ③ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

第2 災害相談

1 災害相談窓口の設置

市（福祉部）は、市民からの問合せや生活相談に対応するために相談窓口を設置する。
災害相談窓口の設置に当たっては、市（福祉部）が中心となり、市（各部）から職員を動員し、相談受付業務に当たる。

2 設置場所

市役所1階ロビー

3 相談内容

- (1) 災害廃棄物に関する事。
- (2) し尿、消毒に関する事。
- (3) 避難所に関する事。
- (4) 給水、水道、下水道に関する事。
- (5) 見舞金・義援金・災害弔慰金に関する事。
- (6) 住宅に関する事。
- (7) 救援物資に関する事。
- (8) 税金に関する事。
- (9) 医療、健康に関する事。
- (10) ボランティアに関する事。
- (11) 被災者生活再建支援に関する事。
- (12) 被災証明に関する事。
- (13) その他

第12節 環境対策

担 当	市	くらし安心部
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	

1 災害発生直後の対応

市（くらし安心部）は、県が関係機関及び工場・事業所と連絡を取って実施する有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の収集に協力する。

2 応急対策

市（くらし安心部）は、県と協力して次の措置を講じる。

(1) 環境モニタリング

県が行う災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(4) 環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第2章 個別対策

第1節 大規模火災応急対策

第1 大規模火災応急対策

担 当	市	本部事務局
	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	消防団

1 消火体制

消防本部は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

2 相互応援協定の運用

消防本部、市（本部事務局）は、防災応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発効等を要請する。

3 他機関との連携

消防本部は、警察署と相互に協力する。

また、市（本部事務局）は、必要に応じ自衛隊の出動を要請する。

4 救急搬送業務

消防本部、市（本部事務局）は、大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等に当たり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等よりの応援を求める。

5 市民、自主防災組織等との連携

(1) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たる。

(2) 市民及び自主防災組織

市民及び自治会、自主防災会等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、消防隊到着後は消防隊の指示に従い、支援の要請があれば可能な限り消

防隊に協力する。

第2 林野火災応急対策

担 当	市	本部事務局、市長公室、産業活力再生部
	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	北はりま森林組合、消防団

1 消防体制

消防本部は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。また、近隣市町、警察署等関係機関に通報する。

2 広報活動

市（本部事務局、市長公室、産業活力再生部）、消防本部、消防団、警察署は、火災発生地区の市民、入山者（登山、ハイキング客、営林活動作業等）等に対して、防災行政無線、広報車等により火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知する。自治会、自主防災会、森林組合等は、これに協力をする。

3 相互応援協定の運用

消防本部、市（本部事務局）は、県広域消防相互応援協定及び消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発効等を要請する。

4 他機関との連携

消防本部は、警察署と相互に協力する。

また、市（本部事務局）は、必要に応じ県に自衛隊の出動を要請する。

5 消防活動

消防本部は、状況に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御に当たるとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。

また、地上隊による消火が困難なときは、県へ通報し、空中消火体制を要請する。

（空中消火体制の主な準備事項）

- (1) 陸空通信隊の編成
- (2) 林野火災用防災地図の作成
- (3) 空中消火補給基地の設定
- (4) ヘリポート等の設定
- (5) 空中消火用資機材等の点検・搬入

6 避難、救出等

市（本部事務局）は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

また、孤立者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を県に要請する。

警察署は、応急活動に必要な交通規制を行う。

第2節 危険物事故災害応急対策

第1 危険物事故応急対策

担当	市	本部事務局、市長公室、建設水道部
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	事故責任者、消防団

危険物（石油等）の保安及び応急対策について定める。

1 事故責任者

危険物事故発生（のおそれがある）施設の責任者は、直ちに製造等を停止し、次の措置をとる。

(1) 通報

直ちに消防本部、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の市民や企業にも通報する。また、河川への影響が予想される場合は河川管理者に通報する。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

(2) 施設の応急措置

危険物の漏えい、混触発火、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行う。

- ① タンクの破損、危険物の漏えい等の異常の有無について緊急点検を行う。
- ② タンクの破損がある場合は応急補修を行う。
- ③ 危険物が漏えいした場合又はそのおそれがある場合は、危険物の除去、土のう積み、オイルフェンス等の設置を行う。
- ④ 出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火、延焼防御を行う。

(3) 従業員等の安全確保

従業員、付近の市民、企業等への通報、施設内への立ち入り禁止、避難誘導を行う。

(4) 救済

被災者への救済を行う。

2 関係機関

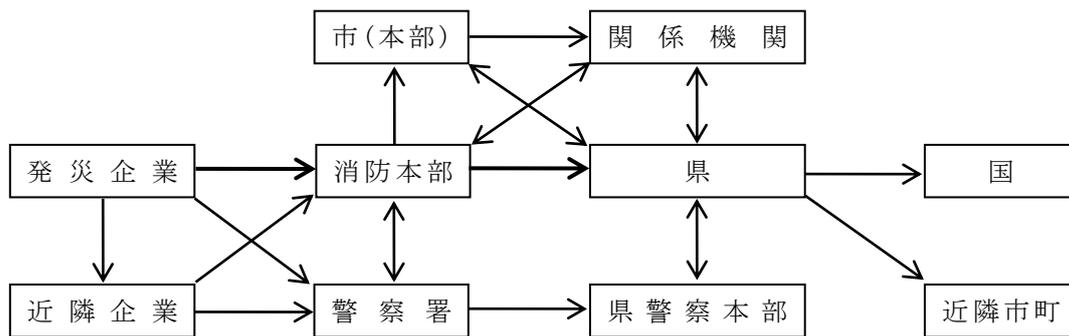
関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。

(1) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

また、市(本部事務局)は、関係機関から情報を収集し県に報告する。

■情報連絡系統



(2) 災害広報

市（市長公室）、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

(3) 救急医療

当該事業所、消防本部、警察署、医療機関その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

(4) 消防応急対策

消防本部は、危険物火災の特性に応じ火災警戒区域の設定を行い消防活動を迅速に実施する。また、必要がある場合は、県広域消防相互応援協定に基づき応援を要請し、被害の軽減に努める。

なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発効等を要請する。

(5) 避難

市長（本部事務局）は、管轄の警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

(6) 災害警備

警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

(7) 交通応急対策

道路管理者、警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通規制等を行う。

(8) 自衛隊、日赤等の出動

市（本部事務局）は、必要に応じ県に自衛隊、日赤等の出動を要請する。

(9) 給水

市（建設水道部）は、断水発生等必要に応じ飲料水を供給する。

(10) 市民救済対策

企業、県、市その他関係機関は、合同して市民の救済対策を講じる。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによる。

(11) 水質汚染対策

河川に危険物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、市に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

市（建設水道部）は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。

(12) 災害原因の究明

警察署、消防本部は災害の発生原因を究明する。高度な知識・技能を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行う。

第2 高圧ガス事故応急対策

担 当	市	本部事務局、市長公室
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	事故責任者、消防団

高圧ガスに関する災害時における応急措置及び被害拡大防止措置について定める。

1 事故責任者

高圧ガス事故発生（のおそれがある）施設の責任者は、直ちに運転、製造等を停止し、次の措置をとる。

(1) 通報

直ちに消防本部、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の市民や企業にも通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

(2) 施設の応急措置

ガスの漏えい、拡散、爆発等を防止するため、次の措置を行う。

- ① 貯蔵所等の破損、ガスの漏えい等の異常の有無について緊急点検を行う。
- ② ガスの漏えいのおそれがあるときは、配管の緊急遮断等を行う。
- ③ 施設が危険な状態のときは、ガスの安全な場所への移動、放出等を行う。
- ④ ガスが漏えい又は発火した場合は、ガス濃度の測定、散水冷却又は自衛消防隊等による初期消火等を行う。

(3) 従業員等の安全確保

従業員、付近市民等に、施設内への立ち入り禁止、火気の取り扱い禁止を通報する。また、ガスの種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。

(4) 救済

被災者への救済を行う。

2 関係機関

災害の規模、態様によっては、県、市が総合的な対策を実施する。

(1) 災害広報

市(市長公室)、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

(2) 救急医療

当該事業所、消防本部、警察署、医療機関その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

(3) 防災資機材の調達

市(本部事務局)、消防本部、県、警察署は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。

(4) 避難

市(本部事務局)、消防本部、警察署は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、消防本部による周辺市民等の避難について協議する。

避難の必要がある場合、市長（本部事務局）は、管轄の警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

(5) 交通応急対策

道路管理者、警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通規制等を行う。

(6) 市民救済対策

企業、県、市その他関係機関は、合同して市民の救済対策を講じる。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによる。

(7) 災害原因の究明

警察署、消防本部は災害の発生原因を究明する。高度な知識・技能を要する場合は、国の派遣する学術調査団と協力して原因究明を行う。

第3 毒物・劇物事故応急対策

担 当	市	本部事務局、市長公室、建設水道部
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	事故責任者、消防団

毒物・劇物に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

1 事故責任者

毒物・劇物等の事故発生（のおそれがある）施設の責任者は、直ちに次の措置をとる。

(1) 通報

直ちに消防本部、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の市民や企業にも通報する。また、毒物・劇物が河川に流出した場合、河川管理者に通報する。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

(2) 施設の応急措置

毒物・劇物等の漏えい、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行う。

- ① 貯蔵設備の破損、毒物・劇物の漏えい等の異常の有無について緊急点検を行う。
- ② 貯蔵設備の破損がある場合は応急補修を行う。
- ③ 毒物・劇物が漏えいした場合又はそのおそれがある場合は、毒物・劇物の除去、除毒、流出防止措置を行う。
- ④ 出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火を行う。

(3) 従業員等の安全確保

従業員、付近の市民、企業等への通報、避難誘導を行う。

(4) 救済

被災者への救済を行う。

2 関係機関

(1) 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。

(2) 災害広報

市(市長公室)、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

(3) 救急医療

当該事業所、消防本部、警察署、医療機関その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

(4) 消防応急対策

消防本部は、火災が発生した場合、特性に応じ火災警戒区域の設定を行い消防活動を迅速に実施する。また、必要がある場合は、県広域消防相互応援協定及び消防相互応援協定に基づき応援を要請し、被害の軽減に努める。

なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発効等を要請する。

(5) 避難

市長（本部事務局）は、管轄の警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

(6) 災害警備

警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

(7) 交通応急対策

道路管理者、警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通規制等を行う。

(8) 自衛隊、日赤等の出動

市（本部事務局）は、必要に応じ県に自衛隊、日赤等の出動を要請する。

(9) 給水

市（建設水道部）は、断水発生等必要に応じ飲料水を供給する。

(10) 市民救済対策

企業、県、市その他関係機関は、合同して市民の救済対策を講じる。

なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによる。

(11) 水質汚染対策

河川に毒物・劇物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、市に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

市（建設水道部）は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。

(12) 災害原因の究明

警察署、消防本部は災害の発生原因を究明する。高度な知識・技能を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行う。

資料

2-11 危険物施設数一覧

2-12 高圧ガス製造事業所数等一覧

第3節 突発重大危険物事故災害応急対策

担当	市	各部
	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	消防団

爆発事故、サリン等の大量放出等の突発重大事案であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される突発事案による災害から、市民を守るための各種応急対策について定める。

1 サリン等の発散への対応

- (1) 市長、警察官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとる。
- (2) 市民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。
- (3) 市（本部事務局）は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく消防・自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。

※事故原因がテロ等の武力攻撃等による場合は、「国民保護計画」に基づき総合的な対策を行う。

2 突発重大事案

警察署は、突発重大事案（事故等）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、おおむね次の初動措置を行う。

市は、警察署の行う初動措置に協力をを行う。また、必要に応じて現地災害対策本部を設置し関係機関との総合調整に当たる。

- (1) 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
- (2) 雑踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
- (3) 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
- (4) 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
- (5) 遺体の収容及び見分
- (6) 被災（害）状況の調査
- (7) 広報活動
- (8) その他必要な措置

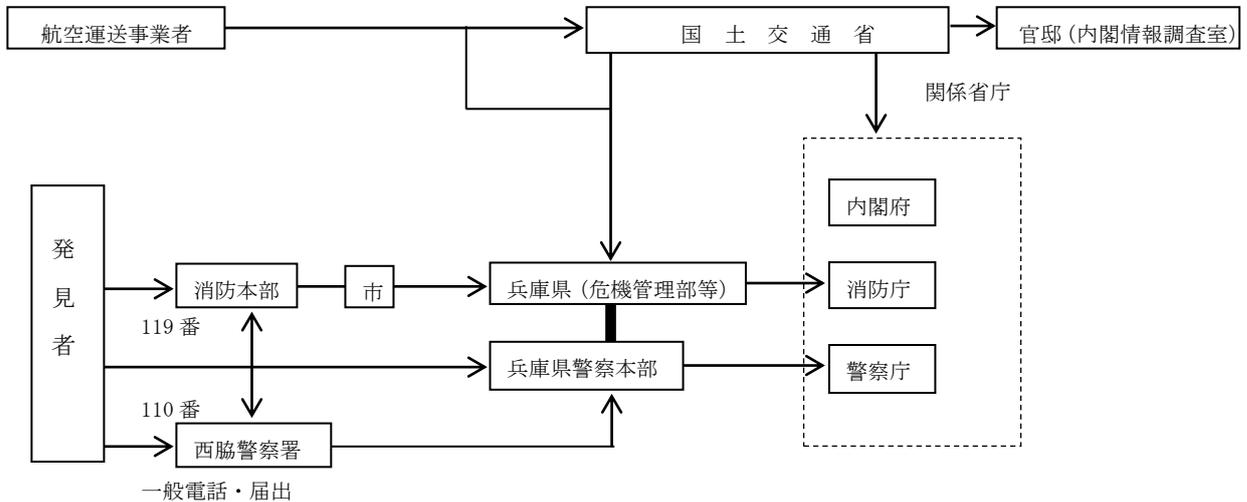
第4節 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策

第1 通報、伝達、情報提供

担当	市	本部事務局、建設水道部
	関係機関	北はりま消防本部、西日本旅客鉄道株式会社、神姫バス株式会社、兵庫国道事務所、加東土木事務所
	関係団体	消防団

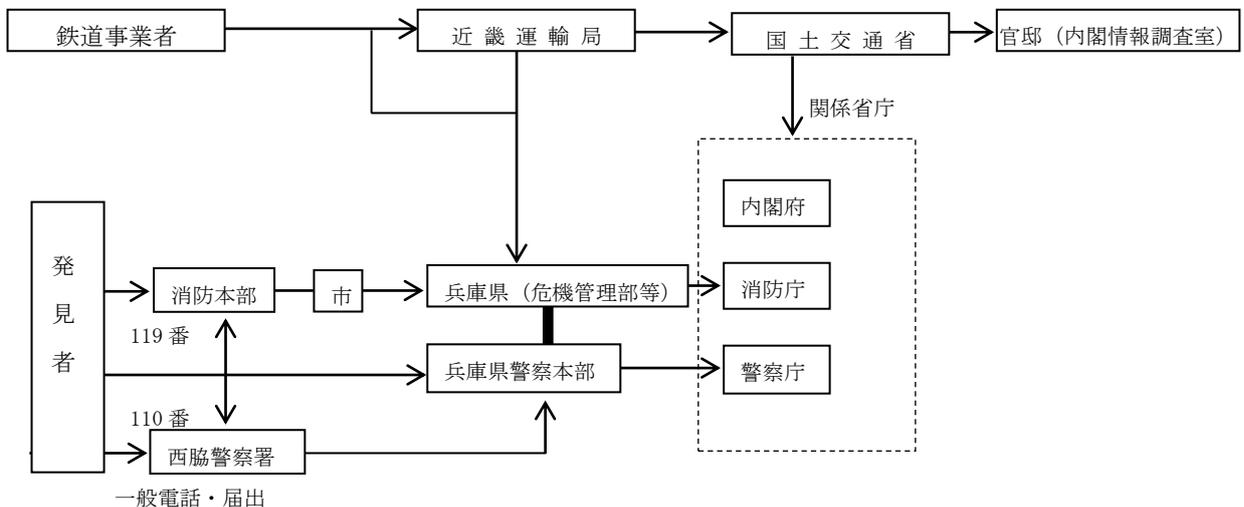
1 航空事故災害

市域において、航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおり行う。



2 鉄道事故災害

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

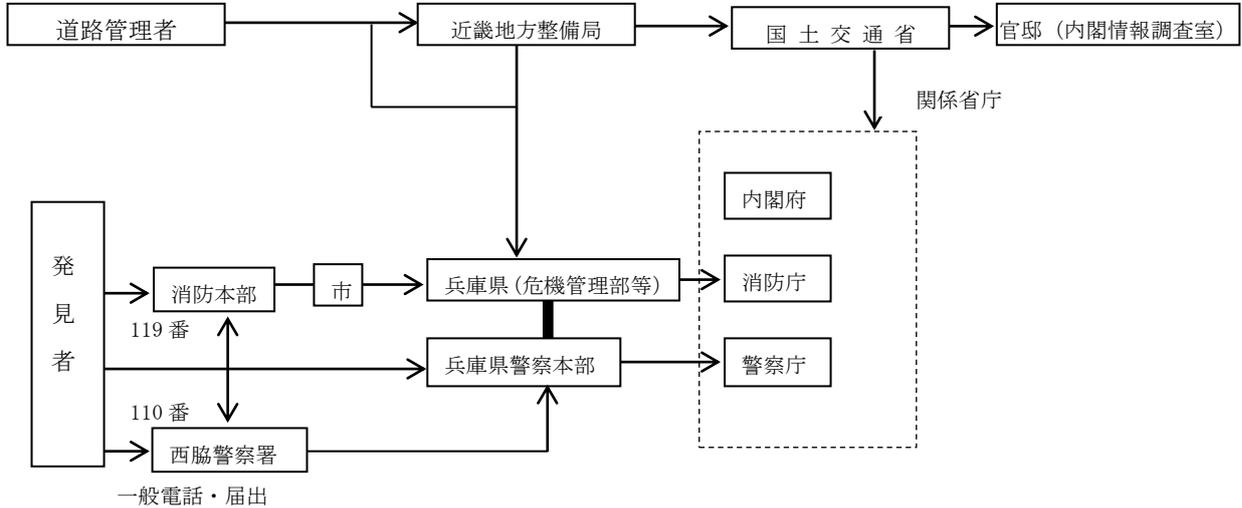


3 道路事故災害

(1) 道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

道路管理者は、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

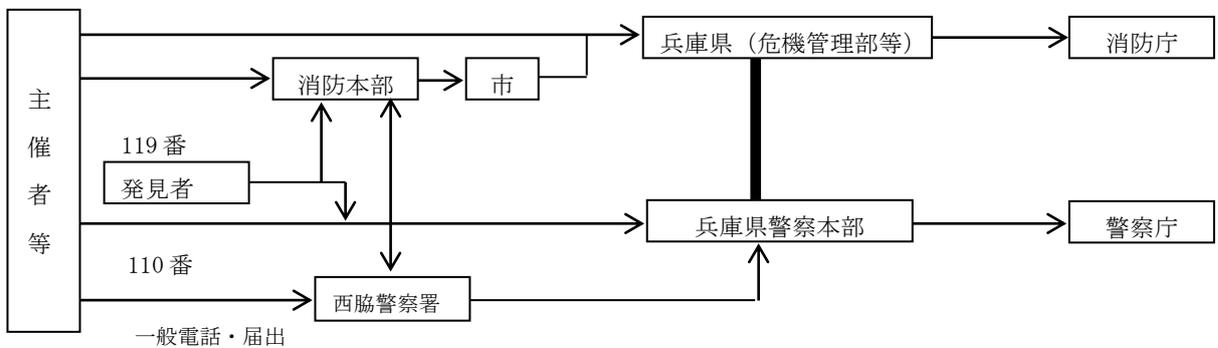
この場合の情報伝達は次の系統で行う。



(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合

イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとる。

この場合の情報伝達は次の系統で行う。



■航空事故災害、鉄道事故災害及び道路事故災害の通報・伝達上の注意事項

注1) 関係機関（市・消防本部、海上保安本部、県警察本部、県）は、相互に情報交換する。

注2) 連絡先

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

消防庁：救急救助課

大阪空港事務所：管制保安部航空管制情報官、航空管制通信官
近畿地方整備局：道路部
近畿運輸局：企画部安全防災・環境課
鉄道部運転保安課
兵庫県危機管理部：災害対策課、消防保安課（勤務時間外及び緊急の場合）
兵庫県県土整備部：県土企画局交通政策課空港室
兵庫県北播磨県民局：総務企画室企画防災課（勤務時間内の場合）
兵庫県警察本部：警備部災害対策課
市：本部事務局

第2 救助・救急活動

担当	市	本部事務局、くらし安心部、建設水道部、病院部
	関係機関	北はりま消防本部、西日本旅客鉄道株式会社、神姫バス株式会社、兵庫国道事務所、加東土木事務所
	関係団体	消防団

- (1) 市(本部事務局、病院部)、消防本部その他関係機関は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとる。
- (2) 市(本部事務局、くらし安心部、建設水道部)、消防本部、鉄道事業者、道路管理者その他関係機関は、鉄道災害、道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとる。

第3 消防・避難活動

担当	市	本部事務局、建設水道部
	関係機関	北はりま消防本部、西日本旅客鉄道株式会社、神姫バス株式会社、兵庫国道事務所、加東土木事務所
	関係団体	消防団

1 事業者等の活動

(1) 航空災害

空港管理者は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、消防機関と連携・協力して迅速に消火活動を行う。また、空港管理者は、必要に応じ、県、市に対して応援を要請する。

(2) 鉄道災害

鉄道事業者は、事故発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努める。

(3) 道路災害

道路管理者は、消防本部の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

2 消防本部の活動

(1) 速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を行う。

(2) 化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に行う。特に航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。

(3) 警察署と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

3 避難

鉄道の運転に従事する者等は、列車又は自動車に火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに乗客、乗員等を避難させる。

市（本部事務局）、消防本部は、列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、警察署の協力を得て付近の市民に対して、避難のための立退きの指示等を行う。

第4 代替輸送

担 当	市	本部事務局、建設水道部
	関係機関	西日本旅客鉄道株式会社、神姫バス株式会社、兵庫国道事務所、加東土木事務所
	関係団体	

1 鉄道事故災害時

鉄道事業者は、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努める。

なお、バス代行輸送の場合においては、バス運転要員や駐車スペースの確保を図るほか、停留所の位置、バスルートの設定、専用レーンの設定などについて関係機関（近畿運輸局、警察署、道路管理者等）と速やかに協議する。

また、鉄道事業者、バス事業者その他代替輸送の関係機関は、可能な限り、低床バスの使用などバリアフリーの観点を踏まえた代替輸送に留意する。

2 道路事故災害時

市（本部事務局）、道路管理者、警察署その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行う。既存バス路線の変更等に当たっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、要援護者（要配慮者）対策に留意する。

第5 搬送中の危険物等への対策

担 当	市	本部事務局、市長公室、くらし安心部
	関係機関	北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	消防団

1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をする。

2 責任者等

危険物等搬送中の事故発生（のおそれがある）事業所の責任者は（以下「事故責任者」という。）、直ちに次の措置をとる。

(1) 連絡通報

事故責任者及び事故発見者は、次の措置をとる。

- ① 発災時に直ちに119番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。
- ② 被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行う。ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。

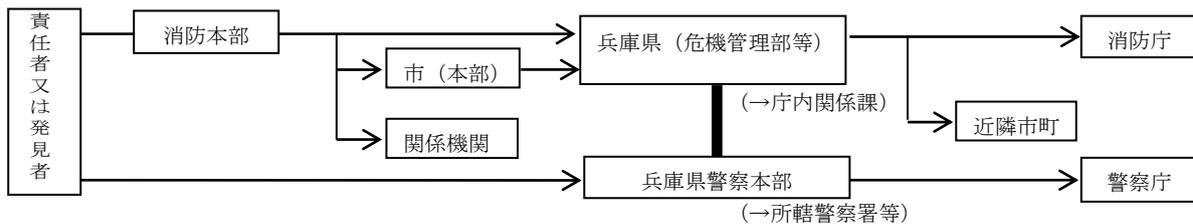
3 防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の連携・協力のもとに次の応急対策を行う。

(1) 災害情報の収集及び報告

市（本部事務局）は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

■情報系統図（第1報）



(2) 災害広報

市(市長公室)は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがあると判断した場合、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

(3) 危険物等の特定

警察署、消防本部、県は、事故責任者等を通じて危険物等の情報を収集するものとされている。また、事故責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとる。

(4) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

事故責任者、警察署、消防本部その他関係機関は連携して次の活動を行う。

- ① 警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定する。
- ② 負傷者等を汚染された環境から搬出する。
- ③ 負傷者等の除染を行う。

また、消防本部及び警察署は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を行う。

(5) 救急搬送等

消防本部は、医療機関、(公財)日本中毒情報センター、関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

消防本部は、危険物等取扱に関する専門家・専門機関等の助言が必要な場合は、県に要請する。

(6) 環境モニタリング

市(くらし安心部)は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(7) 市民救済対策

事故責任者及び防災関係機関は、被災市民の救済対策を行う。

第5節 雑踏事故対策

担当	市	本部事務局、病院部
	関係機関	西脇警察署、北はりま消防本部
	関係団体	西脇市多可郡医師会、行事主催者等

1 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、警察署、市（本部事務局、病院部）、消防本部、医師会等は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群衆に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行う。

3 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を行う。

(1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防本部、警察署、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

(2) 市（本部事務局）、消防本部

- ① 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を行う上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。
- ② 必要に応じて広域応援を他の消防本部又は県に要請する。
- ③ 多数の負傷者が発生した場合、災害救急医療情報システムの活用や災害拠点病院と連携をとり、医療上の助言を得るほか、医師会へ情報提供し、協力を依頼するなど、必要に応じて医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

(3) 医療機関等

- ① 行事等の主催者等及び消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。
- ② 医師会は、関係機関から雑踏事故発生第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を行うための医療関係者の派遣等について、協力するよう努める。

(4) 警察署

- ① 事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払う。
- ② 事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。
- ③ 効果的な広報活動により人心の安定を図る。

第6節 原子力事故災害応急対策

第1 通報、伝達、情報提供

担当	市	本部事務局、市長公室
	関係機関	県、北はりま消防本部、西脇警察署
	関係団体	消防団、原子力事業者等

1 災害即報

市（本部事務局）は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

- (1) 核燃料物質等を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨を原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (2) 原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部にあったもの（原子力災害対策特別措置法第10条）

2 発見者の通報

- (1) 放射性同位元素等の事業所外運搬及び取扱事業所災害

災害の発生により、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察署に通報する（放射線障害防止法第33条第2項）。あわせて、消防本部にも通報する。

- (2) 不法廃棄等事案

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者（鉄鋼関連事業者等）は、直ちに、その旨を消防本部、警察署に通報する。

また、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性があるとは判断される場合には、文部科学省にも通報する。

通報を受けた関係機関は、相互に連絡する。

3 情報提供

核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、以下の事項に留意して広報を行う。なお、その他の原子力災害等にあっても、以下に準じて対応する。

- (1) 市（本部事務局、市長公室）は、県、指定行政機関、指定公共機関及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が行っている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を的確に提供する。なお、その際、市民の心の安定及び高齢者、障害のある方、外国人、乳幼児その他の要援護者（要配慮者）及び一時滞在者等に配慮する。
- (2) 関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、情

報の公表、広報活動を行う。なお、核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害以外の原子力災害等が発生した場合は、原子力災害合同対策協議会は設置されないが、関係機関間で十分に内容を確認する。

ただし、県外で原子力災害等事案が発生した場合には、関係省庁、関係府県等から収集した情報及び必要に応じ実施される市内におけるモニタリング結果等に基づき、専門家の意見を踏まえ、市内への影響について、迅速かつ的確に広報する。

第2 緊急モニタリング

担 当	市	本部事務局
	関係機関	県、北はりま消防本部
	関係団体	原子力事業者等

1 核燃料物質等の事業所外運搬事故

(1) 原子力事業者等の措置

空間放射線量率、大気中及び環境試料中の放射能濃度等の測定を継続的に実施し、その結果を市（本部事務局）、国、県等に定期的に連絡する。

原子力緊急事態宣言が行われた後は、国の現地対策本部にも連絡する。

(2) 消防本部の措置

消防本部は、放射線量の測定を行ったときは、県等に連絡する。

<緊急モニタリングの留意点>

- ① モニタリング地域、地点、分析項目、頻度、試料品目、分析核種については、国、専門家等の指導・助言のもと、各主体が連携して役割を決定する。
- ② 試料は、飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉、卵、魚等とする。

2 放射性同位元素等の事故

(1) 放射性同位元素取扱事業者等の措置

放射線障害を防止するため、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を市（本部事務局）、県等に連絡する。

(2) その他の機関の措置

「核燃料物質等の事業所外運搬事故」を準用する。

第3 避難対策、交通規制

担当	市	本部事務局、建設水道部
	関係機関	西脇警察署、兵庫国道事務所、加東土木事務所
	関係団体	

1 避難対策

(1) 避難基準

- ① 内閣総理大臣からの避難指示等の実施の指示（以下「総理大臣指示」という。）があったとき。（原災法第15条）
- ② 事故等により、予測線量が、原子力安全委員会が定める下表に掲げる指標に該当すると認められるとき。
- ③ その他、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがあるとき。

■屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	○放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ○ウランによる骨表面防護対策の内容又は肺の等価線量 ○プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	市民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1）予測線量は放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの処置も講じなければ受けると予測される線量である。

注2）外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策を取る。

※「原子力施設等の防災対策について」（平成12（2000）年5月一部改訂、原子力委員会）
平成13（2001）年度作成兵庫県地域防災計画より

(2) 避難等のための指示

市長は、総理大臣指示があったときは、指示内容に基づき、予想地区の市民に対し屋内避難等の区分に応じた措置をとる。

また、自然災害を原因とする緊急の避難が必要になった場合、住宅等の倒壊により屋内退避が困難な状況が生じるおそれがある場合には、市長は当該地域の住民に対し、避難指示を行う。

(3) 避難誘導

原則として自主防災会等市民が行うが、警察官、消防職員、消防団員、市職員が指示する。

(4) 避難所

施設の収容能力、避難経路、避難所用時間等を勘案の上指定するが、原則としてコンクリート建物とする。

設置期間は、放射性物質による汚染の状況等を勘案の上、国、県等と協議して定める。

(5) その他

警戒区域の設定、避難所の開設等については、第1章 第9節「避難対策」を参照

2 交通規制等

県公安委員会は、被害の拡大を防止し、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、原子力災害対策特別措置法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に行う。

第4 救急・医療活動

担 当	市	本部事務局、くらし安心部、病院部
	関係機関	北はりま消防本部、県、西脇警察署
	関係団体	消防団、西脇市多可郡医師会、原子力事業者等

1 救急活動

(1) 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、原子力災害等に係る負傷者等を発見したときは、直ちに、北はりま消防本部に通報する。

また、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等（以下「事業者」という。）は、被害の状況及び汚染の有無を直ちに関係機関に通報する。

(2) 現場における負傷者等の救出等

① モニタリング

事業者等及び消防本部は、救出に当たってモニタリングを行う等、職員に十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行う。

② 救出

事業者は、負傷者等を速やかに救出する。また、消防本部は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たる。なお、救出に当たっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図る。

③ 除染等

事業者は、放射性物質により汚染された負傷者又はそのおそれのある者（以下「汚染者等」という。）がいるときは、必要な除染及び応急処置を行い、速やかに医療施設へ搬送する。

(3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- ① 消防本部は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送に当たる。なお、搬送に当たっては、放射能測定等により負傷者の状態を把握するとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行う。
- ② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ア 救急指定病院の患者搬送車の活用
 - イ その他の応急的に調達した車両の活用
 - ウ 隣接市町への広域応援要請
- ③ 市（本部事務局）、消防本部は、ヘリコプターの搬送を要するときは、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応する。
 - ア 市長（本部事務局）及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。
 - イ 移送に際しては、専門家の指示を踏まえる。
- ④ 消防本部は、放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）（以下「汚染・被ばく者等」という。）等を搬送する場合は、次の事項に留意する。
 - ア 職員への二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を装着する。
 - イ 機材等への二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。
 - ウ 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送に当たっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

(4) 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

- ① 事業者は、事故等の規模・内容を考慮の上、医療機関に対し、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者の出動を要請する。
- ② 市（くらし安心部、病院部）は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり必要と認めるときは、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させる。なお、その際には、放射線管理の専門家に同行又は合流を要請する。

(5) 負傷者等の収容

- ① 事業者が特に指示する場合を除き、次のとおりとする。
 - ア 汚染・被ばく者等
緊急時医療対応可能機関
 - イ その他の負傷者
下記施設の活用を図る。
 - (ア) 災害拠点病院

- (イ) 災害対応病院（二次救急医療機関）
- (ウ) 救急告示病院、診療所
- (エ) その他の医療施設
- (オ) 現地救護所及び救護センター
- ② 市（くらし安心部）、消防本部は、負傷者等が死亡した場合又は死亡して発見された場合は、速やかに警察署に連絡し、死体見分その他所要の処理を行う。
速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、県を通じ日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得る。
- (6) 関係機関への協力要請
市（本部事務局）等は、災害の規模・内容等により、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

2 医療対策

市（くらし安心部）は、対象原子力災害等の発生時において、放射性物質による汚染、被ばく又はそのおそれのある者に対する緊急時医療対策を国及び県に要請し、又は協力する。

- (1) スクリーニングチームへの協力
国から派遣される職員等によるスクリーニング（汚染・被ばくの程度によるふるい分け）チームが行う放射線被ばく検査に協力する。
- (2) 専門病院への移送への協力
スクリーニングの結果、被ばく者等の汚染の検査及び除染等が必要と認められるときは、県の行う専門病院への移送に協力する。

第5 消火活動

担当	市	
	関係機関	北はりま消防本部、県
	関係団体	消防団、原子力事業者等

1 放射性物質輸送中の火災

- (1) 事業者の措置
 - ① 原子力事業者等
核燃料物質等の運搬車両等に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがあるときは、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防本部に通報する。（原子炉等規制法第64条第1項）
 - ② 放射性同位元素取扱事業者等
放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがあるときは、消火又は延焼防止措置をとり、直ちにその旨を消防署、市長が指定した場所（消防法第24条）、又は最寄りの海上保安庁の事務所に通報する（放射線障害防止法第33条第1項）。

(2) 消防本部の措置

輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくのおそれがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等を検討する。

① 輸送責任者等との連携

輸送車両に放射性物質の輸送責任者（以下「輸送責任者」という。）又は専門家が同行している場合は、情報提供等の協力を得るとともに、県や関係機関と連携する。

輸送責任者又は専門家が同行していないとき又はこれらの者が被災したときは、輸送物の形式、輸送物の標識、表示等から収納物を把握する。また、目視による確認、サーベイメータ等による計測等も行い、それらの情報を県や関係機関に連絡し、専門家等の支援を要請する。

② 現場における情報収集活動

輸送車両には、「放射性物質の取扱方法等を記載した書類」の携行が義務づけられており（L型輸送物を除く。）、可能な場合はこれを活用する。

■収集する情報の内容

放射性物質自体の性状	火災等による放射性物質への影響
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火気、熱気に対する危険性 ・ 禁水性、劇毒性 ・ 汚染又は汚染拡大の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送容器の亀裂等の有無及び程度 ・ 火災と輸送容器との位置関係 ・ 放射線の強度等の検出状況 ・ 周辺への影響の可能性

③ 専門家との連携

国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて対応する。

④ 消防隊員等の安全確保

消防活動の実施に当たっては、防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめる。また、必要に応じて汚染検査と除染を行う。

2 放射性同位元素取扱事業所の火災

(1) 放射性同位元素取扱事業者の措置

放射線施設に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防署又は市長が指定した場所（消防法第24条）に通報する。

(2) 消防本部の措置

① 消防活動

放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、事業者の協力を求めるとともに、消防庁が定める「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」「放射線施設等の消防活動のための手引」に基づ

き、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意して消火活動を行う。

- ア 火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無
- イ 放射性同位元素の拡散危険の有無
- ウ 要救助者の有無
- エ 放射線量

② 消防警戒区域の設定

風向や放射線レベル、関係者の意見等を考慮し、一般の警戒区域より広く設定する。

③ 放射線危険区域の設定

安全確保及び汚染の拡大防止のため、施設管理者に対しておおむね1 mSv/hr以上の放射線が検出された範囲を基準として放射線危険区域の設定を求める。

施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県及び関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、周辺住民への広報、避難指示等を行う。

④ 安全装備

危険区域への進入に当たっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具を所持する。

危険区域からの退出前に、原則として汚染検査を行い、必要に応じて除染する。

第6 飲料水等の摂取制限、汚染の除去

担 当	市	本部事務局、産業活力再生部、建設水道部
	関係機関	西脇警察署
	関係団体	みのり農業協同組合、原子力事業者等

1 飲料水・飲食物等の摂取制限

市（産業活力再生部、建設水道部）は、緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導・助言・指示又は県の指示に基づき、直ちに次の措置を行う。

(1) 飲料水の摂取制限

汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用を禁止する。

(2) 飲食物の摂取制限

汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

(3) 農林水産物の採取及び出荷制限

農業協同組合等関係団体と協力して、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等を行う。

(4) 飲料水等の供給

飲料水等の摂取制限を実施したときに、市民の備蓄飲料水等では不足するときは、食料の供給及び応急給水を行う。

2 放射性物質の汚染除去

(1) 事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱事業所災害等の場合

① 除去及び除染

ア 事業者の措置

事故責任を有する事業者は、放射性物質による汚染物質の除去及び除染を行う。

※事故等による放射性物質による汚染の除去は、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者の義務である。(原子炉等規制法第64条、放射線障害防止法第33条)

イ 関係機関の措置

市（本部事務局）、防災関係機関は、事業者の速やかな汚染物質除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等に協力する。

ウ 除去及び除染の確認

市（本部事務局）は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。

(2) 不法廃棄等事案の場合

① 必要な措置の実施

放射性物質が発見された場所の管理者（以下「管理者」という。）は、国、県、市（本部事務局）その他関係機関と緊密に連携し、縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じる。

② 除去及び除染

管理者は、当該放射性物質の除去等を行う。この際、市（本部事務局）その他関係機関は、必要な協力を行う。ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させる。

③ 不法廃棄者等の捜査

警察署等関係機関は、当該不法廃棄等を行った者の捜査を行う。

第7 環境モニタリング

担 当	市	本部事務局、くらし安心部
	関係機関	県
	関係団体	原子力事業者等

1 核燃料物質等の事業所外運搬事故

環境放射線モニタリングの実施地域地点分析項目、頻度、試料品目及び分析核種については、国、県、専門家等の指導・助言のもと、各主体が連携して、役割を決定する。

(1) 原子力事業者の措置

原子力緊急事態解除宣言があったときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を市（本部事務局）、国、県に報告する。

(2) 市（本部事務局）の措置

必要に応じて、公的研究機関及び技術者団体による環境放射線モニタリングを県に要請する。

2 放射性同位元素等の事故

(1) 放射性同位元素取扱事業者の措置

応急対策がおおむね完了し、放射性同位元素による汚染の除去作業が完了したときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を市（本部事務局）、県に報告する。

(2) 市の措置

「核燃料物質等の事業所外運搬事故」に準ずる。

第8 制限の解除、風評被害対策

担 当	市	本部事務局、産業活力再生部、建設水道部
	関係機関	県
	関係団体	

1 各種制限措置の解除

(1) 各種制限措置の解除

市（産業活力再生部、建設水道部）は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

(2) 安全宣言

市（本部事務局）及び関係機関は、各種制限措置を全て解除したときは、地域の安全が回復した旨を宣言する。

2 風評被害対策

市（本部事務局）は、国、県、各報道機関の協力を得て、的確な情報提供により、風評被害等の未然防止措置を行う。

風評被害等が発生した場合は、市（産業活力再生部）は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のための広報活動を強化するとともに、農林水産業対策、観光対策等の施策に十分配慮する。

第9 県外からの避難の受入れ体制の整備

担 当	市	本部事務局、くらし安心部
	関係機関	県、福井県、福井県若狭町
	関係団体	

1 趣旨

福井県に立地する原子力施設の事故による福井県若狭町からの避難者の受入体制整備について定める。

2 内容

(1) 想定される内容

市（くらし安心部）は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、若狭町からの避難者を受け入れる。

(2) 情報連絡体制の整備

① 避難元府県・市町との情報の交換

市（くらし安心部）は、若狭町からの避難者の受入れを迅速かつ円滑に行うことができるよう、若狭町と連絡先を交換する。

② 市（くらし安心部）は、随時、若狭町から、若狭町の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行う。

(3) 広域避難の受入体制の整備

① 組織体制の整備

市（くらし安心部）は、広域避難を受け入れるための組織体制をあらかじめ定めておく。

② 避難所の指定

市（くらし安心部）は、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定する。

③ 車両一時保管場所の選定

市（くらし安心部）は、避難所に車両の保管場所を確保できない場合には、円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努める。

④ 必要物資の把握、配布手順の確認

市（くらし安心部）は、若狭町からの情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備しておく。

市（くらし安心部）は、一般災害での対応に準じて、食料、飲料水及び生活必需品の配布について、あらかじめ手順を定めておく。